

婦人少年



9 号

婦人少年協会



賀正 1954

<< レースを織る >> 東洋紡績四日市市富田工場

ここにふだん着の婦人問題がある!!

“労働省婦人少年局編 藤田婦人少年局長序
ふだん着の婦人問題”

全国婦人会議記録

B 6 430頁
定価 280円

家庭で、職場で、社会で、婦人はなにをなすべきか？
ここに語られているのは、私どもの生活に毎日起きている問題である。

この会議は、去る四月の婦人週間行事として労働省・朝日新聞の共催で開かれたもので、詮衡委員には左の諸氏が当った。

東大教授 尾高朝雄 評議委員 蠟山政道 金澤市議員 江上フジ
朝日新聞論 西島芳一 朝日新聞論 末松満 労働省婦人少年局長 藤田たき
労働省総務課長 堀秀夫

また、会議のアドヴァイザーとして出席された左の諸先生の助言は、この会議をより一そう有意義なものにしている。

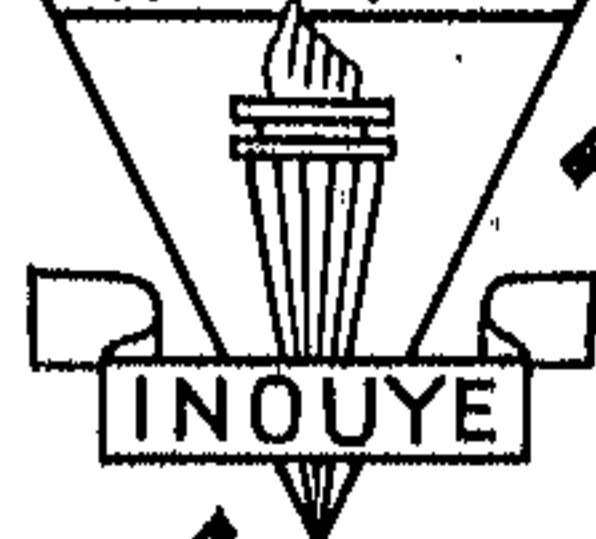
家庭部門 ○これからの家庭婦人のあり方 助教授 磯野誠一
○農村婦人の家庭における地位を高めるために 評議委員 丸岡秀子
○婦人の労働条件を高める方法 東大助教授 氏原正次郎
○婦人が有能な職業人となるために 国鉄労働局 西川好夫
○のぞましい婦人団体のあり方 法政大学 飯塚浩二
○社会福祉のために婦人のなすべきこと 東大教授 飯塚浩二

社会部門

発行所

東京都千代田区法政大学出版局
富士見町
振替・東京九五八一四番

井上スクール



英語は井上スクール

- ★ A B C から高等会話迄！
- ★ 忙しい方にも便利な時間割！
- ★ 親切丁寧は本校のモットー！
- ★ 何時でも気軽に楽しく勉強！

千代田区有楽町一ノ十四 帝国ホテル横
省線有楽町又ハ新橋駅・都電日比谷下車



《ゆかいにあそび》

婦人と年少者 九号 目次

日絵 レースを織る ゆかいにあそび

◆巻頭言 年頭に際して	藤本喜八	1
婦人少年局のうごき	藤田たき	2
一九五四年の婦人	山川菊栄	5
スイスの雀	式場隆三郎	8
働く年少者の育成の問題	渡辺祥輔	9
定時制高校に在学する	相川秀知	12
年少労働者の保護対策		

日本経済と家計

隅谷三喜男

14

愛光女子学園に収容される売春少女の実態		20
婦人労働運動のあゆみ (3) 帯刀貞代		22
◆今年希望すること・実行したこと(アンケート)		19
◆結婚しても働ける病院訪問記		24

資料室

幹部職員の地位にある婦人		26
労働者の主婦の生活		29
百貨店に働く婦人		32
婦人組合員の結婚状況について		33
組合婦人部の動き		34
延岡市の従業婦人暴行被害事件について		35
年少労働者の保護と職業準備に関する決議		36
女子の就業者数と完全失業者数 平均現金給与額		28
離婚の実状からみた婦人の人権 (4) ◆看護婦は未亡人に限る		24
◆婦人少年ニュース 39 ◆婦人少年愛国協賛員について(解説)		40
◆婦人友好同盟宣言 ◆ごらんになりましたか		40

年頭に際して

年頭早々、不吉なことを言うようだが、今年の展望は、暗いようだ。この数年来放漫な財政経済政策をとってきた現内閣が年末おし迫つて、これまでのやり方からは想像もしなかつたほどのきびしさを、急に示して来た。このやり方を反映して、新春の株式相場は暴落を続け、新聞やラジオの解説も、申し合わせたように、暗い見通しを述べたてている。

暗い時代に、最もみじめな立場においやられるのは、いつでも婦人と年少者である。特に年少の労働者は、労組でもあまり尊重されず、発言の機会と力を持たない。かれらの代弁者となるべき婦人少年局は、毎年恒例のように行政整理の組上にのぼされる。強い監督権をもつ労働基準局も、違反の多い年少労働者にまでは、手が伸びかねるらしい。

婦人と年少者の問題に少しでも関心をもつ者は、年頭に際して、この一年間の活動の方向と方法について、慎重な考慮を払わなければならないまい。

(藤本喜八)

1954年の 婦人少年局のうごき

労働省婦人少年局長

藤田 たき



婦人少年室協働員

労働省婦人少年局は発足当初は三十三名の大部隊で、各都道府県にある婦人少年室も一〇名内外の定員をもっていました。その後再三の行政整理により、私が就任いたしました時は現在の一七〇名にへつておりました。殊に婦人少年室はわがかに二名（但し東京外三県は四名、兵庫外二県は三名）の職員があるに過ぎません。しかも婦人少年室の業務量は、調査に、啓蒙に、連絡調整に、増加の一途を辿るのみであります。何と云つても今日ひしひしと感じられるのは、人手不足のため、やりたい、又やらねばならぬ仕事も、涙をのんで思いとどまらねばならぬ、なやみであります。

去年この婦人少年室に協働員の制度がもうけられ、社会的信望あり、婦人少年者の問題に深い理解と関心をもちたる有能有徳の男女一〇〇名を、婦人少年室の業務の援助のため、労働大臣が非常勤国家公務員として任命したのであります。一九五三年はこの協働員を生んだ年でありましたが、一九五四年においては、私たちはそのための予算的裏づけを得、協働の収獲を期待するのであります。殊に当初の仕事として水害・冷害等による人身売買の増加、又売春婦に転落する婦人の増加が必至に見られておりましたので、その早期発見と、導導に奉仕していただき度いと願っております。

働く婦人の家

働く婦人の家が一九五三年度に、神奈川県川崎市、福岡県八幡市に設立されたことは、大きな喜びであります。私共の計画として、本年度も亦、このはじめられた善い計画を押しすすめたいと存じます。

婦人の地位の向上については、近年婦人自身の自覚と、社会の理解が深まったため、漸次改善されてはおりますが、今尚比較的労働条件の劣悪な製糸織物等の小企業に働く婦人や、年少者に対しては、特別の保護を加え、明朗健康な生活面を営むことができるよう、労働条件や生活面の改善を指導することが必要であります。去年は府県の予算の都合から大産業地には、み設置されましたが、山形の米沢、兵庫の西脇、群馬の桐生、山梨の谷村、長野の岡谷等の小企業地や、富山市、或いは札幌市等々から「働く婦人の家」設置希望も来っておりますので、今年度も一か所でも多く建設の運びに至りますことが望まれてなりません。

未亡人問題

古語には「未亡人」まして「戦中未亡人」を口にするのはタブーでありました。従つて未亡人対策を云々することは極めてむづかしい状況にありましたが、曲りなりにも独立した今日、私共が、未亡人対策を真剣に考えねばならぬことは云うまでもないことあります。勿論厚生省は生計資金の貸付、育英資金その他生活援助について、種々施策をいたしてはいますが、それをもつて充分と考へることはできません。

ります。

又、未亡人のうちには、家庭からはなれて職場をもとめることのできないものがあります。否、子を抱えた若き未亡人の多くは、その故に苦勞しているのであります。これ等の人々に家庭内職で自立の方向を支える必要があるのは勿論です。しかも日本においては家庭内職の全貌を見渡すことができないための家庭内職の総合的全国調査がないのです。この全国調査を是非したいと計画中でありますが、取りあへず東京都内で早速調査を実施する運びとなつています。

かゝる調査に基づき、先に述べた婦人少年問題審議会、適職選定委員会の協力を得て、内職に対する保護方針を立て、これを関係機関に流し、世論を喚起し、未亡人の経済生活をいくらかでも明るくしたいと思つています。尙未亡人が自立できるよう実地的・具体的援助を与えるための、職業センターを先ず六大都市にサンプルとして設置し、これを全国に波及したいと大きな夢を描いてはいますが、何と云つても予算が与えられなければ実現不可能です。

売春防止のための女子就職助成金貸付

一九五三年は婦人少年局の、売春についての調査、啓蒙の努力が大きな波紋をえがいて、婦人会、或るいは福祉団体、或るいは婦人議員をうごかし、売春禁止法制定への機運をつくつた年でありました。去年も抑しせまつて、内閣に売春問題協議会がつくられることが閣議決定となりました。大蔵法務大臣は、この協議会が決し

て解決引きのほしのための協議会でないこと、又今通常国会に法案提出を言明されました。

しかし売春対策は決して禁止のみに終始するものでありません。その結果は取締り、保護、教育の面、又防止のための経済的措置をふくむものであらねばなりません。これ等凡てをふくめた法律制定が、絶対に必要であります。

労働省婦人少年局は特に売春防止のための女子就職助成金貸付とも云うべき制度を、売春法中にとりこむべく鋭意研究中であります。これは第一に窮乏のため放置すれば売春婦に転落する危険のある婦人で正業につくことを希望する婦人、第二に売春婦であつて、正業を得て更生しようとする意欲のある婦人に対し、就職のため身辺の障害を除去するために必要な緊急資金、技能修得資金をかしつけることを目的とすることあります。

尙、一九五三年度においては赤線地区の売春調査がなされましたが、今年度においては、青線地区及びその他の調査が実行される予定でありますし、又現に婦人少年問題審議会婦人部会には売春問題を去年にもまして、更に深い研究をはじめております。

不当労働雇用慣行

売春問題が、不当労働雇用慣行即ち、いわゆる人身売買と切つても切れないものであることは事実であります。

一九五三年シェネロウで開かれた国連婦人の地位委員会の席上、また一九五三年のILO総

未亡人が生活力に弱いのは、技能に乏しく、かつ比較的年長のもので多くしかも扶養家族をかかえているので、就職が至難であるからであります。これら婦人の就業を容易にし、一個の社会人として自立せしめるためには、特別の考慮と強力な施策がなされなければなりません。そして婦人少年局としては殆どその基盤となるべき調査を、即ち先ず未亡人等の職業調査、就業状況実地調査を、今年こそ予算を得てすすめたいと思つています。未亡人なるが故につきまとうさまざまなハンディキャップを排除して、勇敢に職場で働く婦人たちは、はたしてどんな職業についているか。どんな技能をもつているか、又はもつていないか。如何なる経路で入職したか。如何なる困難と戦つてゐるか。使用者のこれ等未亡人に対する態度はどうであるか、等々の実地調査が必要です。未亡人でも働けるし、未亡人なるが故に、その経験、その年齢、その真剣さのため、尙更に適当である職業も皆無ではない筈です。かゝる適職を探し出す。否、適職を生み出すためには、仕事のやり方、組織、順序その他に特別の考慮と研究がなされねばなりません。それではじめて雇用関係にたつ、子をもつ未亡人等のための適職を発見し、生み出し得て、必要な雇用方針を定めることができるのです。

このため現在婦人少年問題審議会婦人労働部会が検討の第一歩を踏み出していますし、又一九五四年度予算には未亡人等のための適職選定専門委員会の数にわたる会合も計画されてお

4
会においてボーラジド代表が、日本には今日尙
人身売買ありと述べ、参加者の注意を惹きまし
た。私たちは外国人に対しては、日本における
人身売買は、不当労働雇用慣行で、金パイズナ
リティーが売買せられた昔のそれとは大違い、
例えば富裕農家の作男に売られた少年など却つ
て腹一杯食べられ喜んでゐるなど、一度云つて
見たくはなりませんが、この不当労働雇用慣行の
名のもとに、いかなることが行われ得るかをば
つきり認識しなければなりません。即ち国警の
調査によりますと、一九五三年上期分で、全国
において、いわゆる人身売買の対象となつたの
は三六二四名ですが、うち男はわずかに二二四名
で、女は三四〇〇名の多数をしめ、しかもその
うち売笑に關係のある事犯の対象となつた被害
者、例えば売春させていた者、その恐れある者
等に、周旋もしくは引き渡された婦人の数が三
四〇〇名中二七九名と云うおびただしい数に
のぼつてゐます。即ち人として、女性として堪
えがたい、最も恥すべき奴隷生活を余儀なくさ
れてゐるのであります。又このうち十八歳未満
の年少者が相当数をしめてゐることを思えば、
暗澹たらざるを得ません。

その上、去年の水害・冷害等による凶作のため、人身売買はさらに増加するでありましよう。苟くせずでにそのきざしが顕著なのであります。労働省婦人少年局が職業安定局、労働基準局は中ずらに及ばず、関係各省と一体となつて、調査に、落蒙に、強力な施策をなさねばならないことは明らかであります。尙、婦人少年局は一九五三

年、東北六県を出身地とする人身売買の実態調査を完了しましたが、今年はその他の地域にわたる、ひろくこれを実施すると共に、年少労働者保護運動の一環としても、亦先に述べた婦人少年室協助員の手初めの仕事としても、協力してもらつて啓蒙、早期発見、援助につとめ、実効をあげたいと期しております。

調査、啓蒙、その他

年少労働者の失業状態調査、教育の労働に及ぼす影響調査、山村部落における婦人の生活実態調査、専門的婦人職業の実態調査等と、婦人少年局の本領である数多くの調査の実施、又去年の如く、全国婦人会議をふくむ婦人週間の開催、年少労働者に対する保護運動期間のみならず、一年を通じての弘報活動等強力に押しすすめる覚悟です。

海外からのお客様も、去年にもまして多いことでしょう。海外むけ資料作成、資料交換、目本のお婦人問題を研究したいと希望する海外よりのお客様の応接並びにオリエンテーション等に国際関係にも多忙さが思いやられます。

一九五三年上期には、この数年来上り坂にあつた、婦人雇用労働者数が減少をはじめました。又女子校長に対する辞職勧告、女子の停年制の引き下げ、既婚女子職員への辞職勧告、女子の大学卒業生の就職難等々を前にして、婦人少年席の壮事は益々重要な加えることとせしむ。

しかも今この稿をかいている最中、発表せられたのが、吉田総裁自らの発言による、二十九

年度予算は二十八年度のそれに比し一割減たるといふとの致命です。無駄を省き、国費を少くすることとは当然のことですが、婦人と年少者、ひいては社会全体の生活が少しでも辛せになるため、労働者婦人少年局の仕事が、後退せず、前進することを祈らないではいられません。

★離婚の実態からみた婦人の人権

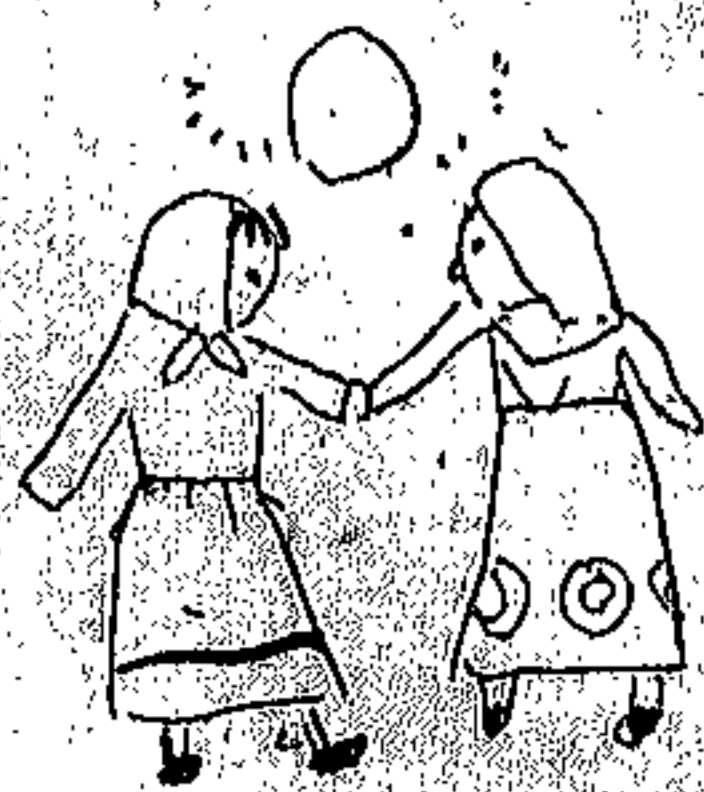
十二月行われた人権週間、婦人人権擁護同盟主催で催した懇談会で、家庭裁判所停妻委員の大浜英子氏が「離婚の原因からみた妻の人権無視」について次のような発表を行った。

昭和二十八年上半年に東京家庭裁判所で婦人調停員が扱つた離婚のうち八十五件についてその原因を調べたとする、①夫の愛人との三角関係四十七件 ②夫の暴力虐待四十一件 ③妻の人格無視四十七件 ④夫の妻に対する肉体的奴隷的扱い二十四件 ⑤妻の病氣十六件 ⑥妻が家風に合わない九件 ⑦その他二十一件で、家庭上で妻が人権を無視されていることを表わしているものが多く、三角関係にしても最近はおかしなところというよりな形より、生活力のある女性と恋愛関係を結んで、妻を妻家へかえしたがる傾向がある。この期間に調停が成立した離婚四百九十一件のうち夫の不貞によるもの百十五件に対し、妻の不貞によるもの十三件という数字をみても、妻の立場がいかに弱められていないかを示している。昭和二十七年度の日本全国の離婚件数のうち家庭裁判所で扱つたのは一割六分で、残りの八割以上が協議離婚を行つてゐるが、出事前で相談して始末したものは離婚料や子供の養育費をもとめず、親類なものが多いから、表ざたにすることを恐れる、もつと裁判所を利用してゐたに違ひない。

えがたい、最も恥すべき奴隷生活を余儀なくされてゐるのであります。又このうち十八歳未満の年少者が相当数をしめてゐることを思へば、暗澹たるざるを得ません。

その上、去年の水害・冷害等による凶作のため、人身売買はさらに増加するでありましよう。

否すでにそのきざしが顯著なのであります。労働省婦人少年局が職業安定局、労働基準局は市、府、県、支庁、市町村、各々、それぞれに設けられ、更に及ばず、関係各省と一体となつて、調査に、協力し、強力な施策をなさねばならないことは、明かである。尚、婦人少年局は一九五三



一九五四年と婦人

山川草木

基準法を守れ

少年と人婦

年はいつも前へ進むものとはかり思つていたところが、どうやら今年は、一九五三年から五四年へ移る代りに、四四年か三四年へあと戻りしてゆく思いがします。それほど、新聞を見てわが目を疑いたくなるほど、戦争前の古新聞を見る思いのすることが多くなりました。といつて私は世の中をそうあまく見ていたつもりはなく、終戦後しばらくの間の、物につかれたような、酔つたようなうわ調子の民主化気分にはこれでもいいのかと心ひそかに憂いを抱き、明治維

新が忽ち反動化のつなみにおそわれた、第一次大戦後のデモクラシーの満潮時代がまたファッショの高潮におし流されたことを思つて、こんどこそはそんなことのないようにと友人同志話しあつたものでした。しかし遂に嵐はやつて来ました。反動の嵐はデモクラシーの最も弱い一

端である婦人年少者をめがけて襲いかかり、それらを渦の中心にまきこんで行きます。

歳末を迎えてMSAの調印、憲法改正のけは
いが強まり、その準備としての多数派工作、教
員の政治活動禁止などようやくむきだしの反動
政策が次から次へ展開され、家族制度を旧に返
して「家」の廃止をもう一度廃止するとか、諸
労働立法、とりわけ女子年少者保護規定を改廃
することが当局によつて語られています。をし
て基準法そのものに手をふれることは、国外か
らのチープレーバーのそしりを招くから、労働
省だけで自由になる施行規則の改廃を以て臨む
ということです。

基準法が実施されて六年半、今までに充分徹底してゐるはずのが実は反対で、脱兎の如くに出發したものが忽ち処女と化し、事實上監督官も法規も有名無実にならうとしているくらい。

労働組合また賃金闘争に忙殺されて必ずしも基準法の勵行に熱心であるとは限らず、特に女子

年少者の多い職場ほど組合が不振であるか、または組織がない中小企業に働く者が多いため、

自分たちの力で法を守り通すことができません。組合が強大ならその力で法規の勵行ができるのですが、それがむずかしければこそ一層監督勵行の必要があるのです。零細企業には基準法は適用できぬというのが保守主義者の持論ですが、法を勵行し、それが守れる程度に零細企業の協同組合化を促進してその規模を拡大強化し、近代化しなければ、日本の産業は外国との競争に堪えないのです。零細企業の下請工場を基盤とし、幾重にも中間搾取の行われるような組織では、海外市場で日本品の声価を維持するに足る高級で堅実な規格の統一した商品を生産することができず、手をぬき品質を落して見本と違つた物を送つて信用を落すことになりがちなのです。また新しい機械をとり入れて合理化する過程で労働者を犠牲にし、その賃金をひきさげ、労働を強化する結果は、失業や病氣や犯罪

や売淫や自殺をふやし、結局その仕末に著大な費用をくうので、国民の負担を加えるばかりです。ほんとの意味での合理化は、企業近代化の利益が、全体として働く人々の生活を安定させ向上させて、国民全体に幸福をもたらすようでなければなりません。それができない相談でないことは、政府の人々がしばしば称えている英国の耐乏生活の反面に、完全雇用、社会保障制度、高賃金、短時間の労働が行われて、経済は安定している例があるではありませんか。

今日てさえ基準法は無視され、労働強化と低賃金のために、女子年少者の蒙つてゐる圧迫は甚しく、合理化は働く人を犠牲にして富める者をますます富ませ、社会の崩壊と間接侵略の原因を作つてゐるのです。貧乏病である結核は、へる代りにふえる一方、青少年の犯罪や荒淫はますます深刻となつて、社会をむしばんでゐます。こういう社会病が、教員の政治活動制限や警察力の強化、思想弾圧でくいとめられるものでしょうか。いかに強大な軍隊をもつても、内から腐敗してゆく國を支えることはできません。世界最強の軍隊をほこつたツァーもカイゼルも、その軍隊で革命を防ぐことはできなかったのです。

ある一つの企業の合理化だけでなく、国全体の、社会一般の合理化の一端としての産業合理化こそ歓迎するべきで、人間を犠牲にし國を犠牲にして、一部の企業、一部の階級を富ませるような「合理化」は、その実国全体から見れば危険極まる不合理化です。目が悪いから、胃

が悪いからといつても、身体全体の健康や栄養を考へて治療を進めるのが科学的で、全体を犠牲にすることは許されません。婦人や子供は明日の社会をしよつてゐるものです。それが無組織で無力、無抵抗であるからとて法的保護を撤廃し、無制限搾取を許すことは日本の破滅です。

政府はどこにも軍備のない国はないという一
方で、戦後どの国でも労働者の地位がいかに
高まり、婦人や児童老病者がいかに保護され、
社会保障制度がいかに充実されているかとい
うことは忘れた願です。国土が狭く、人口が多
くて貧乏なだけに、とりわけ計画経済が必要
なで、その計画の善し悪しが、日本を生かし
も殺しもするのです。一九五四年の日本は
どうなるか、ではどうするかは私たちの問題
です。婦人と子供の運命は同時に日本の運
命です。私たちは終戦後、決して占領軍の一
方的意思でなく、私たち自身の積極的な同
意を得て成立した憲法・民法・労働法をあ
くまで守りぬぎ、日本をほんとうに平和な
文化國家に育てようではありませんか。革
命は外國から輸入されるよりも、自國の中
で原因を作るから起るのです。

死春問題と労働保護

一九五三年度に広くとりあげられたものに混血児・基地・飛船と一連の国際性をもつた社会問題があります。外国軍隊の駐屯するところ、そこには必ず問題が起るので、いつの時代、どの国でも永く他國に軍隊を留めて無事にすん

且落ちた者には病氣の場合の入院治療等に當る
手当てで再犯を防ぐと同時に、病氣の原因を社会
的に除く、一層根本的な対策が必要なのです。
それには第一に貧乏の対策が行われなければな
りません。人権の自覚、女子の職業教育、とし
て職業機会、適正賃金、適正な労働時間、福祉
施設、快適な住宅、社会保障が必要です。失業
と生活難と奴隷労働の中につき放されて、荒淫
におちる者を責める前におちずにすむ組織を作
ることです。

戦争前から長く勤めてゐる人なら、戦後基準法のおかげでどんなに職場が明かるく、働きよくなつたかといわない者はありません。この明かるさと希望が道コースで今失われつつあり、そのおちつく先は失業と墮落のくらやみです。低賃金は冷笑を専業とせずとも、副業とする婦人の数をふやします。そして婦人を單に経済的打算の上のみにたつ結婚に走らせ、結婚の墮落、家庭の破滅を来します。女が墮落する時は男も同じく墮落して人権無視、支配欲の権化となります。基準法は荒淫予防の仕事もやつてゐるわけで、これを改廃する代りに一層充分に、完全にする運動こそ、單に婦人と子供のみならず、日本全体の健全な發展と繁榮のために必要なことなのです。

凶作のため身売がさかな昨今、ブローカーの取締は特に必要であるのにそれには甘く、労働省公認の芸者あつせん所の看板が人目をひいているのも解せないことです。待合政治と共に芸者を国際的社交の席に出したりすることも、

主権在民の今日、婦人の側から意思表示をする必要があります。いかに婦人の地位が改善されたといつたところで、社会の現状は外人、特にその婦人たちの目をごまかすことはできないのです。売春取締法案はぜひ成立させなければなりません。同時にそれをして実際に効果あらしめるために、基準法その他女子年少者の保護立法の改悪をくいとめ、それを励行させるように世論をおこししましょう。

家の騒止は騒すべからず

「家」の廢止を改めて、封建的家族制度を復活させる案が出るとすれば、それは第一に、直接に婦人の地位をひきさげることです。とりわけ農村婦人の地位改善を不可能にし、同時に日本全体の農業の進歩をも阻むことになり、日本の近代化を抑えて、國際的落伍者とするに
なります。

今やどの国でも、東洋の後進国でも、封建的遺物を一掃して国の近代化をはかり、生産と生活水準の向上をはからないものはありません。お隣の中国がどんなに急に變つてきたかは改めていうにも及ばないことです。友邦としても競争者としても、學ぶべきは學ばなければならず、今のままですら今後五年十年の後には、日本は東洋諸国の中でさえ落伍者になりかねない。まして終戦後、おくれれば手につけた改革を一てきして戦前の状態に帰することは不可能でもあり、危険でもあります。政府は生産の近

だ例はなく、まして民族意識が高く、文化水準のさう進んだ近代国家同士の間で、他国に兵を留める不自然さは、おそろい早かれ問題を起し、外交關係を傷つけないためには早く引あげないわけにはいけません。ユーゴとロシアの場合も、終戦前わずか半年、ほんの一方方でロシア軍の駐留を許しただけで、しかも友軍として、同盟国としてではあつたのですが、その間のロシア軍の婦人に対し、住民に対する行状が、ユーゴ國民の誇りを極度に傷つけ、他日の分裂の要因を作つたくらいです。武力によつて國際紛争を解決することに附随して同盟国同士の間になんかこんなむずかしい問題が起るかを知れば、どんな問題も武力に訴えずに解決する方法を發達させるようになりますから、こういう人類の愚かな経験もむだにしなくてはならないのです。

このように基地の問題をめぐる、いろいろな運動や論議が行われたことは或る程度効果もあり、啓蒙的な価値も多かつたと思いますが、それと関連して荒脊の取締法案が具体化してきただことは注目すべきであります。

このように基址の問題をめぐつて、いろいろの運動や論議の行われたことは或る程度効果もあり、啓蒙的な価値も多かつたと思いますが、それと関連して荒脊の取締法案が具体化してきただことは注目すべきであります。

代化を主張してはいますが、社会生活一般はそれに逆行せしめて封建化することができるといふか。木に竹をつぐというように、古い革袋に新しい酒を盛るといふように、政府のすることは矛盾だらけです。

政府はソ連、中共の新しい発展に対して、その強力な中央集権制だけを学ぶ気ではないのでしょうか。家庭や個人の生活まで統制し規格する点を学ぶつもりではないのでしょうか。ソ連・中共の場合は後進国が少数の力で新しい政治をするために或る程度よきなくされた強力政治ですが、日本の場合、その形を学んだなら軍部と戦時統制の再現に外なりません。学ぶべきを学ばず、学ぶべからざるを学んで過去への逆転を求めても、もはや国民は黙々としてそれに従うものではありません。再軍備に伴うインフレ、合理化に伴う失業と低賃金、更に進歩的立法の改廃、思想弾圧等に対する反抗は経済不安と共に社会不安と恐るべき混乱を来すことでしよう。それらの進歩的立法はアメリカのむりじいでなく、私たち自身同意を与え、今日までそれが単なる紙の上の言葉でなく、現実の事実となるように努力してきた関係上、私たちはいつせいにたつてこれを守らなければなりません。それを守ることによつて、それらに規定された婦人や勤労者の地位の向上、新しい権利は現実に私たち自身のものとなるのです。一九五四年を十年、二十年前へおし戻さず、ほんとうに希望に満ちた新しい未来として迎えるには、容易ならぬ覚悟のいることを覚えます。

昨年久し振りにスイスへゆき、三週間あまり各地を旅した。まず旅のついでには、雀が人をおそれず、なれてゐることだ。公園でも停車場でも、雀は逃げないで寄つてくる。ことに女や子供は雀を愛すること強く、公園のベンチに休んでゐると、肩にとまり、手にさえとまる。そして食堂などではテーブルへまで来てパン屑やたべ残りの料理をもらつてゐる。これは実にほゞえまじい光景で、大げさにいへば平和のシンボルのようだ。鳩はこの国でも人をおそれず寄つてくるが、雀などはそう慣れない。この雀と人間の親しみは、隣国のイタリアではもう見られない。昔アッシジの聖者フランシスは、雀に道を説いたといふ。ジョットーの有名な絵が残つてゐるくらいだ。しかし、私はスイスでこの雀と子供や女との愛情をみてこれは聖フランシスでなくてもできることだと思つた。ところがイタリアへ入つてみると、雀はいるが人影をみると逃げてしまふ。やはりスイスでないとみられない情景なのだ。

スイスの雀



式場隆三郎

スイスではリスもなれてゐた。これはその後フィンランドへ行つても見られたが、雀はどこでもスイスほど近よつて来ない。この事実はスイスの平和を齎るものなのである。犯罪が少く自衛車など鍵をかけないでどこへでもおけるス

いたのだという。自然が美しく、国が小さく、生活がらくだからだろう、と反問する人があつた。しかし、いかにそんな好条件が揃つても、努力なしにはそんなになれるものではない。国民皆兵で、小さな武器は家庭においてゐる。それでいて事故一つおこさないスイスの国民性には学ぶべきものが多い。いま世界中で、いちばん清潔な生活をしてゐるのはスイスだと思ふ。どんな回舎へ行つても、実に清潔だ。廊下一つおちていない。そして女の例をとるならば、どん

な老人でも人手をかりずに自分で暮らす。養老院の施設はいろいろあるが、老人から人の介介にならうという気がない。自分のできることは、あくまでやり通してゐる。街を歩いてみても、老人であんなに荷物をもつてゐることはない。かなり大きなものでも、平気でお婆さんがもつて歩いてゐる。夜おそくレストランなどへ行つても、ひとりで静かに食事をしてゐるお婆さんが沢山ゐる。経済力もあるのだから、人手をかりずに自分で食事をしているのだ。

いま世界中で、最も人間生活として美しいレベルに達してゐるのは、スイスとスウェーデンであらう。この二つの国を比較すると、おのづかの特長もあるが、スイスの方が上だと思ふ。雀のことなどスイス人には何事もない日常の生活で、それをおどろくわれわれを笑うかもしれない。しかし、そんな小さなことが、実は大いのである。私はベルンの日本公使館前に植ゑる花の予算がなく、近所に恥しい想いをしたときいた。近所なみに植ゑると三十万円ぐらいかかるという。それぐらゐの花をどこかの家でも植ゑてゐるのだ。世界の観光地になるには、こんな心がけもいゝのだ。人にみせる花でなく、自分で愉しむのが、ひいては人をも喜ばせることになる。雀と人間の愛情も、花と同じわけだ。スイスは道義の高さと愛情において、われわれに教えるところが多いと思つた。

—— 國府 婦人少年問題調査委員会 ——

働く年少者の育成のもんだい

—— 年少労働保護一年をかえりみながら ——

渡辺祥輔

らの開放といつしよにぐらつくようなこととがあつてはいけな、というような動機から、労働基準法を再確認して、年少労働者を正しい労働時間で働かせよう、健康で安全な職場につかせよう、という二つの主題がかけられていたものであつた。

去る秋の「働く年少者の保護運動」の目標には、年少労働者の、技能の向上、余暇の活用、という二つの主題がかけられてゐた。その前の秋のこの運動には、いわゆるサンフランシスコ議定書の最初の運動だつたので、占領政策のもとに生まれた、戦後の年少労働保護が、占領か

戦後といつしよに占領軍の政治的、経済的、社会的、文化的な育成の労働条件の向上、と否とにかかわらず、支持を失ふ止に、得へと、こういう発展の経過をたどつてきたのである。

年少労働保護は、この一年にこゝろい

去る秋の「働く年少者の保護運動」に、こゝろいわけで、年少労働者の技能の向上と、余暇の活用という二つの主題がかけられたのであつた。

技能の向上については、いゝまでもない。余暇の活用もまた年少労働者の心身の健全な発達、労働力の拡大再生産のための効果的な手段として、労働力全体の向上のためにかくことのできない大きな意味をもつており、そして、これは生産性の向上につながる、国際市場に競争力のある商品の地位を生み、ひいては経済自立の礎ともなるものである。

労働力の価格をわざわざ下げなくても、労働力の生産性を高めるようにするならば、絶対的あるいは相対的に商品の価格を安くすることにもなり、国際社会からチープレーバーの有難くない名前をふたたび着せられなくてもすむのではないか。またこれが労働力の最も安い使いかた、最も経済的な使いかたではないか。

こゝろい表現のしかたは、年少者の幸福な生活をさまたげるような労働の条件を取り除き、進んで幸福な生活を増すような条件をつくりだそう、という年少労働保護の人間味のある言葉にせむくものではなく、そのうらはらの言葉といふと

これが去年から今年にかけての発展してきた年少労働保護のうらみだしかたである。

こゝろいふる動きは大いに悦んでゐる。ことに進まない。が、こゝろ一つの懸念がある。それは年少労働保護に限らず、一般に社会政策にみられる動きにたいしてである。分配政策から生産政策へと、その順調せられる面が移ろつてゐることは、その時の経済、社会情勢の映りであつて、戦前にも同じことがみられた。経済と社会の態勢が、戦時のそれに組みかえられようとしたその頃、社会政策が生産政策の面をつよく前面に押しだし、分配政策の面を陰にかくそうとさえした頃があつた。予感に不審にも今とそその頃とをくらべてみようとする。

けれども、分配政策と生産政策とは互の裏表である。たがひは他に依存し、他はたがいをたすけあふ関係であつて、この両面を切り離すことはできない。だから生産の面を強調するあまり分配の面が忘れられてはならず、その面は同じく強調されねばならない。

年少労働保護の場合もおなじであつて、教育や訓練の名において労働の面制を強化、あるいは私生活の拘束などが行われればならず、保護の面もまた大いに強調されねばならない。といふよりも、年少者を育成するためにこそ大いに保護を厚くしなければならぬ。こゝろいふるに扱われるならば育成の面はいくらも強調さ

れてもさしつかえはない。

二

最低の労働条件の確保から、積極的な育成的な労働条件の獲得へと、先にみたように、年少労働保護の方向は進んできた。このことは次のような事実のうちに認められるであろう。

たとえば、技能養成施設をもっている事業場や、そこに学びながら働く年少者の数が、急カーブをえがいてふえていること、あるいは、定時制商業学校や通信教育に学ぶ年少労働者の数もだんだんふえていることなども、ほかに理由はいろいろあるが、保護する立場にある者にも、保護される者、つまり年少労働者のがわにも、ともにこのように気運が少しずつあがってきていることをかたる事実とみてよい。

ところで、街頭にみかけられる花より娘のすがたがへついていると思われぬし、またいわゆる人身売買される年少者の数が少なくなつていく傾向もみられぬ。このようにこともまた冷感な事実であつて、年少者の世界にも、おとなの世界と同じ根からでる底深い大きな矛盾が顕現をあらわしている。かえつて、年少者の世界にこそいそいそとそれがしわよせされていくのかもしれない。

このようにわけで、年少労働保護は、積極的な育成政策めいた線をつよく表にだしながらも、反面の保護的な線を弱めることはできない。それは、喫緊が、健康

増進の医学を進めながらも、反面の治療の医学をおろそかにすることができないこと、また逆にいえば、病人をなおすことだけが医者役割ではなく、健康なものの健康をいよいよ高めようとする

にも、医者の役割があるのと同じである。年少労働保護にも医者の役割と同じく二つの側面があつて、かりに、一つを常態の労働関係に対する働きかけ、ほかの病的な労働関係に対する働きかけ、とよんでもよい。常態の労働関係とは近代的・資本主義的な労働関係をさし、病的な労働関係とは近代以前のいわゆる封建的・原始的なそれをさす、と一応大ざつぱりにいふまでもよいであらう。この二つの側面を区別する線(線といつてもこれはあいまいで、いり交つていくが)は、労働基準法に示されている基準を一通りみればよいであらう。

前者の労働関係に対しては、一応近代化されている工場年少労働者の育成対策などがその典型的なものとみなされ、そして後者の労働関係に対しては、いわゆる人身売買の防止対策などがその典型とみなされよう。

さきにも年少労働保護の近來のうごき、積極的な育成政策の面を大きくのしあげてきた、といつたのは、なにも病的な労働関係の面が忘れられようとすることを意味したのでないことはあつて、ある。わが國の現状がこつこつと面を忘れ

が、そのでないことは、この頃の新報、ラジオその他の報道に、いねゆる人身売買の公告ならぬ公報が掲載されてい

るのを見れば、いねゆる人となつていへないといふのをみてもわかる。さきにもいつた意味は、常態の労働関係がその最低の線を割らないように、といふような消極的な線から(これは労働基準法の比較的単純な違反の防止として表わされる)、さらに越えて育成的な労働関係をつくりだしていかうといふうちに、労働基準法の最低線を下まわつて、さらに推進的な気運が一部にもあがつてきたことを意味する。

三

年少労働保護の積極面は、年少労働者に対する育成的な労働条件をつくりだすことにあつて、さきにもいつた労働条件をつくりだすためにには次の二つの途が考えられる。

一つは、労働の拘束時間の中に育成的な労働条件をできるだけたくさん盛りいれること。他は、労働から開放された時間における育成的な生活に便宜をあたえるような労働条件をつくりだすこと、この二つである。

第一のものは、事業場内、たとえば技能者養成の施設、定時制商業学校や各種学校などの教育・訓練およびその他の文化・娯楽・体育・レクリエーションなどの施設や事業をもつて、それらの活動(活動)を労働時間に織りいれることなど、現に一部の企業に行われていることである。

が、さらにこれが普及、拡充され、また理想的に運営されるべきであらう。

第二のものは、労働の拘束時間から開放された余暇の生活、つまり余暇時間の育成的な生活、たとえば、夜間学校への通学、その他の教育・娯楽活動あるいはレクリエーションなどに、さらに進んでそれらに便宜をあたえるような労働条件をつくりだすことが求められる。

余暇時間は、とくに年少労働者にとつては、技能、基礎的教育、一般教養などを修得し、あるいは広く社会的経験を通じて自分を磨く育成的な場として、また、健康な身体を養うためにも、極めて重要な役割をもっている。さきにもいつた育成的な余暇生活をおくることのできるような労働条件をつくりだされねばならぬ。

このように二つの場合を、年少労働者に対する育成的労働条件とよんでいる。おとなの場合にも、労働条件のいかんは、労働力の再生産を通じて、あつた生産性に大きくひびくものであるが、ことに、労働力の再生産は、どこまでも拡大再生産——つまり労働力の成長——でなければならぬ。年少労働者の場合には、その労働条件が育成的であるか否かは、企業および社会的な生産性の将来をもつと大きく左右するものである。

このように二つの場合を、年少労働者に対する育成的労働条件とよんでいる。おとなの場合にも、労働条件のいかんは、労働力の再生産を通じて、あつた生産性に大きくひびくものであるが、ことに、労働力の再生産は、どこまでも拡大再生産——つまり労働力の成長——でなければならぬ。年少労働者の場合には、その労働条件が育成的であるか否かは、企業および社会的な生産性の将来をもつと大きく左右するものである。

合的にも、年少者に育成的な労働条件をあたえようとする気運、そして、年少者自身にも育成的な生活をもとめる気運のよりあがり近來めだつたようになつてきたのであらう。

このようにあがり、ひとり一部大企業にみられるばかりではなく、中小企業にもみられることで、技能者養成施設を単独にあるいは協同でもうけている数は、むしろ小企業に多いという事実がみられる。

不合理な徒弟制度のろく習をすて、合理化された近代的な技能者養成の制度をとりいれようとする努力がみられることは、はたからの規制や指導が加えられたとしても、小企業といえども合理的な追従にやぶさかでない資本主義経済の申し子であることが、なかなか興味ぶかくながめられる。

四

企業の大小にかかわらず、年少労働者に対して育成的気運がうごいていることは、まことに悦ばしいが、現状は大部分としてそれほど樂觀的ではなく、いくつかの育成上の未解決の根本的な問題をいまだにまきこんでいる。

育成といふことばの中から比較的せいまい意味での教育についての問題だけをぬきだしてみると、いままでに行われた各種の調査や情報によつて、年少労働者の教育の現状といくつかの問題点が指摘されていく。

たとえば、ある調査によれば、都市における一部産業の若干の小企業では、三割程度の年少労働者が夜間通学をしており、このうちの大部分は通学をのぞきながらも、労働条件や人間関係にさまたげられて希望を果せないでおり、通学をしていけるものもさういふ理由で大いに通学に困難を感じている、という事実がみられる。

またある調査によれば、これは都市における一部産業の大企業であるが、企業内の教育施設に学んでいる養成工の大部分のものは、夜間に地域の定時制商業学校に通つており、ほとんどの者はその希望をもっている。そして通つていけるのは技能とかかわりのない普通課程の学校ばかりである、という事実もみられる。

またある調査では、企業内の教育施設に、基礎的科目や一般科目が少いほど、地域の定時制商業学校へあわせて通うものが多いという事実が示されている。さらにある調査では、夜間通学生(定時制商業学校)の体位は昼間学生(全日制商業学校)のそれよりいさゝか劣り、一般の労働者よりも劣つていことがはつきりと示されている。

これらの事実はそれぞれ鋭く問題点の所在を示しているが、さて、それを解決するみちはどこにあるだらうか。

以上のよう調査事実を、さらに他の情報などからとれたものを加えて考えあわせると、次のような点がわががたつて

くる。ほとんどの年少労働者は学ぶことを求めており、しかもせまい技能教育以上の広いものを求めていること。

次には、企業は年少労働者に一般的に学ぶ機会をあたえおしめをすること。そして、企業は年少労働者に一般的に学ぶ機会をあたえおしめをすること。そして、企業は年少労働者に一般的に学ぶ機会をあたえおしめをすること。

そして、こつこつと、社会や企業内の制度と、年少労働者の求めているものとの間の食い違いのために、年少労働者は、学ぶ希望を上げられぬか、学びたいものをじゅうぶんに学べないか、あるいは学ぶことによつてかえつて健康な体の成長をむしばまれていること。

そして、その基礎には、社会の経済的関係や政治的關係が大きくわだかまつてい

は、大企業はこつこつと問題の中には含まれてい

それらに添うる社会的および企業内の制度やその体制(職階や賃金制を含め)などをとらえて、さきにもいつたきかたは、なにも企業独自の教育訓練の方法をすてなくてはならぬ。

そして、一般に定時制商業学校の科目制度をさらに徹底し、また技能者養成施設などの科目にも同じ資格があたえられ、この両方に円滑な流通のめがけがひかれるならば、地域社会も企業も施設も、設備が大いにたすかり、学ぶ年少者の心身の負担も軽くなる。また大企業が自分の施設を地域社会に開放することもでき易くなり、これは資本の地域社会へのサービスとして、P.R.の一つのいきかたにもなる。

さらに一つ机上論を加へるならば、一定の基準を定めて、それによつて指導される実習労働であれば、施設のもてない小企業などの現場労働にも、科目単位に、技能養成なり定時制商業学校なりの単位に通じるような資格があたえられるならば、さういふ企業に働く年少者の一般が大いにたすかるほかに、夜間通学をしていけるものの負担も著しく軽くなり、通学による能率低下をおそれる企業者の懸念もうすらぎ、また年少者の健康に及ぼす影響も少くなる。

このようにとると、年少労働者の育成的気運が少しもあがつてくれば、現況もあがらぬ不可能なことではないが、



定時制高校に在学する年少労働者の保護対策

相川 秀和

定時制高校の教師として最も心積して... 労働者の健康を害して中途で退学して行ったりすることである。

一、職場に於ける定時制高校通学についての理解度とその対策

定時制高校が普及して既に五年、今日では創設当時と比較すれば社会や職場の人々の理解は非常に高まってきた。

第1表 職場の取扱いに対する理解度

Table with 2 columns: Understanding level (理解あり, 理解なし) and Percentage (52%, 48%, etc.)

(昭和28年4月調査) (調査人員 486名)

この表で分るように大企業・工場等より、中小企業に行く理解が遅れている。勿論「理解」の問題は生徒の主観的意識が調査に入ってくる事は考えられるが、「理解なし」という声をつつ込んで聞くと...

如く連絡のとれているのは僅か一〇・三三... 定時制高校の年齢構成... 昭和28年3月調査 (調査人員 486名)

第2表 学校と職場との連絡

Table with 2 columns: Contact status (連絡あり, 連絡なし) and Percentage (85%, 10%, etc.)

(昭和28年3月調査) (調査人員 486名)

と云うが、生徒の方で「先生の職場訪問」は極めて珍しいという理由で一名出たのである。この年少労働者は個人雇用で勤務しているものであるが、その職場では「休暇は一月に一度もない」という...

第3表 健康状態

Table with 2 columns: Health status (入学後も好調, 不調等) and Percentage (40%, 87%, 16%, 7%)

(昭和28年8月調査) (調査人員 486名)

次に年少労働生徒にとつて大切な問題は健康についてである。運動量が増えたりも疲労をおして夜は学校へ通う等の生活は、過労を招いた超人的な生活といつても過言でない。

二、保健の現状とその対策

解決して行こうとする気持になつてゐる。略する。

年少にして過重な労働は夕食を帰宅してとる現状では健康を害さないのが不思議な位である。学校としてもパンの委託販売をやつてゐるが、これでは一時の応急策に過ぎず、是非根本的な対策として給食施設を要望されるのである。

三、年少労働者としての学習指導とその対策

次に疲労を少なくして通学の便をはかるために、生徒の世論調査をもとに、今春四月から週五日制を採用した。このため夏季休暇は三週間短縮される事になるが、然し毎週水曜日は休日となるため、疲労の恢復に便となり、その与える影響は絶大で、出席率は向上し、生徒達からも大いに感謝されてゐる。

一学期に一回は親睦会を開いて親睦を深め、大々く「夜学生友の会」をつくり、労働生徒の誇りを持たせると共に、大々く社会に訴へて行こうとして努めている。

では、平均二三%が現在不調である(第3表)。この不調者の実情を調べて見ると全員が「体がだるい」とか「疲れて何もしたくない」と明らかに日夜の過労を訴へてゐる。なお「好調」を除く六〇%の不調経験者は皆異口同音に、「夜遅く夕食するので胃腸が悪い」と胃腸障害を述べてゐる。

又夜の勉強のため近視の増加も多く、入学後近視になつた者は全員の八%に達してゐる。このような労働生徒に対する保健対策として、第一に給食の必要を痛感されてゐる。

定時制高校に学ぶこれら年少労働者は、比較的家庭の経済状態に恵まれない子弟が多い。中には両親のいない者も、両親と別れて職場に住込んでゐる者も多い(パン屋・牛乳配達・薬局等には多い)。従つてまず親身になつて暖い指導を行う事が必要である。夜学は関係上教師と接する時間が少いので、毎週一時間のホームルームで共通の問題を取扱つと共に、できる限り休みの時を利用して、個人的な悩みや要求を解決してやらねばならぬ。

以上、年少労働者と教師として接する立場から実践してきたことについて、保健対策の必要と具体的な対策を記述してみた。微力にして記録として発表できるほどのものではないが、これを機会に自己の体験を反省し、もつとみんなをすくすく育てて行くよりにはないと思つてゐる。

日本経済と家計

座

一、国民総生産費と総支出の関係

国民総生産費と総支出の関係を、戦前と比べてみると、戦後の国民経済の中で、支出については大した相違は認められないが、所得分布については大きい相違がみられる。

所得については戦前に比べて著しく増大したものと減少したものとがあり、減少したものは、個人賃貸料所得と、個人利子所得とで、前者は戦前分配国民所得の二〇・三％であつたものが、一〇・八％に、後者は六・九％から一・一％になつてゐる。その理由として考へられるのは、第一に個人賃貸料所得の激減が、主として農地改革による小作料の激減を意味し、第二に個人利子所得の減少は、戦前の中産階級の上層から上の階層で株や銀行預金をかゝり持つていたものが、戦中戦後のインフレでその大半を喪失したという金利生活者の没落を意味してゐることであ

第1表 昭和27年国民総生産費と総支出 (単位 10 億円)

	昭和26年	構成比	27年	構成比	対前年比
国民総生産費	5,484.7	100.0	6,119.0	100.0	111.6
A. 分配国民所得	4,515.8	(100.0)	5,218.9	(100.0)	115.5
1. 勤労所得	2,089.0	(46.1)	2,489.4	(47.7)	122.4
イ. 賃金及俸給	1,903.1	—	2,315.9	—	121.7
ロ. 其の他	129.9	—	173.5	—	133.6
2. 個人業主所得	1,889.6	(40.7)	2,178.7	(41.8)	118.5
イ. 農林水産業	902.0	—	1,057.8	—	117.3
ロ. 其の他	986.6	—	1,120.9	—	119.7
3. 個人賃貸料所得	87.7	(0.8)	47.4	(0.9)	125.7
4. 個人利子所得	51.8	(1.1)	74.8	(1.4)	144.4
5. 法人所得	523.0	(11.6)	407.6	(7.8)	77.9
イ. 法人税	184.8	—	238.9	—	126.6
ロ. 個人配当	42.7	—	68.7	—	160.9
ハ. 法人留保	295.9	—	105.6	—	35.7
6. 官公事業剰余	36.6	(0.7)	17.8	(0.4)	58.0
7. 海外よりの所得	1.9	(0)	1.8	(0)	—
B. 調整項目	700.9	12.8	844.6	13.8	120.5
間接事業損(加算)	508.0	—	560.8	—	111.4
資本減耗引当(加算)	240.2	—	323.5	—	134.7
推計上のその他	268.0	—	60.5	—	22.6
補助金(控除)	42.8	—	89.2	—	92.7
国民総支出	5,484.7	100.0	6,119.0	100.0	111.6
A. 個人消費支出	3,180.1	58.0	3,769.8	61.6	118.5
B. 民間総資本形成	1,911.7	28.9	1,165.3	19.1	88.8
1. 個人住宅増築	50.8	—	72.9	—	144.9
2. 生産者耐久消費財	594.7	—	709.7	—	119.3
(イ) 法人個人増加	490.8	—	587.8	—	119.9
(ロ) 個人消費財	104.4	—	121.9	—	116.8
3. 在庫品増	666.7	—	382.7	—	57.4
(イ) 法人個人消費財	494.2	—	122.0	—	24.7
(ロ) 個人消費財	172.5	—	260.7	—	151.1
C. 海外純投資	72.8	1.3	57.2	0.9	79.1
海外純投資	984.3	—	878.1	—	98.4
海外純投資	815.7	—	814.0	—	99.8
海外純投資	46.8	—	1.9	—	4.1
D. 海外よりの贈与	920.6	16.8	1,127.2	18.4	122.5
海外よりの贈与	469.6	—	573.4	—	122.1
海外よりの贈与	451.0	—	553.8	—	122.8

る。このような層の社会的比重が減つて、勤労

所得者が戦前の三九・三％から、四六・四％前後に七％増加してゐる。もつとも、個人当り賃金は減つてゐるものであるが、戦時戦後を通じて勤労所得者の絶対数が増えたため、国民所得中の勤労所得の占める割合が増加してゐるのである。

次に個人業主所得は、農民、小生産者、商人などの所得であるが、戦前の三二・四％から、四二・一％前後まで九％増加してゐる。地主所得の

第2表 勤労者世帯家計収支 (労働省)

項目	全部市	26年	27年
平均世帯人員	4.68人	4.78人	
有業人員	1.38人	1.41人	
収入総額	24,802	31,465	
実収入総額	16,581	20,822	
勤労収入総額	15,777	19,856	
勤め先収入総額	15,527	19,589	
世帯主収入	13,793	17,920	
その他の世帯員収入	1,734	2,219	
内職収入	250	817	
その他の実収入	754	966	
実収入以外の収入総額	8,165	10,596	
前月よりの繰越金	6,411	8,541	
貯金引当	1,016	1,189	
その他の他	738	866	
記入不備収入	106	47	
支出総額	24,802	31,465	
実支出総額	16,235	19,991	
消費支出総額	14,401	17,851	
食料	7,554	8,766	
主食	2,835	3,302	
非主食	4,719	5,464	
被服費	2,017	2,691	
光熱費	724	988	
住居費	722	948	
雑費	3,884	4,513	
負担費総額	1,884	2,140	
租税	1,615	1,881	
その他の負担費	219	309	
実支出以外の支出総額	8,491	11,487	
翌月への繰越金	7,038	9,185	
貯金及投資	987	1,601	
その他の他	516	651	
記入不備支出	76	37	

減少が農業所得の増加となつてあらわれ、他方流通過程において所得を得る層が多くなつてゐるためである。

最後に法人所得の比率は、日本ではそれほど低くない。尚、法人税は高いといわれているが、アメリカなどに比べてはむしろ低く、法人留保が多くなつてゐる。しかし絶対額が少い点に問題がある。

次に支出について見るに国民総支出中に、個人消費支出の占める割合は六〇％前後で、外国に比べてかなり低く、これが総支出の総額が小さいことと相俟つて日本人の生活を大きく規定してゐる。アメリカでは戦前七六％、戦後六三％と個人消費支出はかなり減つてゐるが、イギリスでは戦後も七〇・二％、フランスでは七三・四％で、相當に高い。西ドイツでは日本の数字に近くなつてゐる。

第3表 実収入の構成 (月別) — 総理府全都市 —

	実収入総額	勤労収入			事業内職収入	その他の収入	世帯員	有業者
		世帯主収入	妻の収入	その他の世帯員収入				
28年4月	100.0	80.3	0.5	10.4	2.6	6.2		
5月	23,150	18,409	217	2,856	482	1,686	4.74	1.45
6月	23,932	19,224	228	2,848	518	1,619	4.79	1.48
7月	27,448	22,559	264	2,553	446	1,626	4.76	1.43
	27,892	22,085	226	2,805	471	2,295	4.78	1.46

と主張してゐる。国民経済においては、国民総生産費が国民総支出を規制する。このことは再軍備が問題となる時かなり重要な意味を持つてくる。また収入階層が幾段階にも分れてゐるので統計上の個人消費支出を人口で割つて国民の生活程度を推測することは危険で、支出が国民の間にいかに分配されてゐるかをしることが大切であり、そのためには、賃金調査と併せて

家計調査が必要である。

II、家計収入の減少

今日、組合運動においては最低賃金二万円以上というようになつてゐるが、第2表で実収入総額は二〇、八二四、第3表で三三、〇〇〇円から二七、〇〇〇円、第4表で二〇、〇〇〇円から二五、〇〇〇円になつてゐるのを見ると妥協な数字である。今日家計費

第8表 実支出の構成（月別）—総理府全都市—

	実支出 総額	飲食費	住居費	光熱費	被服費	その他	負担費
28 年 4 月	22,970	9,894	1,007	1,029	2,678	6,687	1,576
5 月	22,890	9,799	1,087	940	2,493	6,887	1,734
6 月	24,122	9,679	1,378	872	3,135	6,672	2,386
7 月	26,822	10,241	1,373	1,026	3,256	7,871	2,555

すき和紙従業員では、家族数五人、有業者二・四人で、二人に一人は働いており、老人子供を除いて働けるものはみな働いていることを示している。このような零細企業の低賃金労働者を底として、世帯主収入のみで生活出来る労働者を頂点とするピラミッド形に日本の労働者の家計形態が形成されている。

更に郵政省の調査によると、有業人員は、大都市一・五人に対して中小都市一・三人で、中

を通じてみられるためである。

又、手すき和紙従業員の家計（第7表）は一層これが顕著である。本人収入は五千円から八千円であるのに、家族数人が働き一万円から一万五千円前後の家族収入を得て、寄合家計を支えていることが明瞭である。これが日本労働者の最下層の姿である。

世帯主収入が少ないために、家族の家計補助的な収入が必要となる場合、その労働者は一家

らである。そのような意味で、全国的な職場をもち、事務労働者と筋肉労働者とが相半ばしている中からランダムに調査対象をえらんだ郵政省の調査は、一般的な日本の労働者の性格をあらわすものといえよう。この調査では、事業経営（多くは農業経営）からの収入が以外に多く、実収入総額の六％から七％を占めている。世帯主収入が七五％であるのは、事業収入が全国を

小都市では就職機会が少いことを意味してゐり、又町では一・七人、村では二・〇人となつてゐて、総じて一家で一・五人乃至二・〇人が働くことによつて生計がまかなわれているが、これは町や村では兼業農家等が相当にあるためであらう。この数は日本の勤労者家計の実態を比較的よく示してゐると思われる。

その他の実収入として、第3・4表によれば、事業内職収入は一・六%であるが、これは都市労働者のみに関するもので、日本の労働者全体の姿を示してはいない。というのは日本の労働者の特徴は農村に住み、そこから通勤するよう

人の最も苦しい状態は自然少くなつてゐる。家計の構造の地域差を第5表によつてみると、大都市及び農村では実収入が多く、小都市では最小になつてゐる。大都市では家族勤労収入が一〇%にのぼり、農村では事業収入が大きいのに反して、小都市では、いずれも少ないために、家族生活が落ち込んでおり、こゝに多少間隔があるように思われる。

収入階層について第6表をみると、実収入の

り、夫婦と子供が日本の勤労者の標準的な家族となつてゐる。ここに家族制度の分解がみられる。三と四人家族では比較的家計が楽であるが、五と六人家族では苦しく、七と八人になると就業者が増えて再び却つて楽になることになつてゐるが、日本の労働者家庭では、五と六

	割合
4,000～7,999	1
12,000～15,999	1
20,000～28,999	2
28,000～31,999	2

を要する。如何に件をな
いたため、低賃金でも働
くことになり、それが
日本の賃金水準を低め
る大きな要素になつて
いる。

家計調査などをする
と寄合家計が多いが、
勤労者家庭は、日本と
しては小さい家族構成
をもち、第2表では四
七人、第3表において、

（収入階層別）
一 総理府全都市 28 年 5 月

支出 金額	飲食費	住居費	光熱費	被服費	その他	負担費
0,245	6,047	392	599	817	2,817	78
5,088	7,661	667	744	1,688	4,159	374
1,876	10,138	1,098	985	2,800	6,838	1,082
8,799	11,514	1,218	1,061	9,801	9,184	2,521

第4表 1か月の実収入額とその構成

	実収入総額			勤 勞 取 入							事業経営からの収入		その他の収入	
	総 額			世帯主の収入			世帯主以外の収入							
27 年 4 月	19,801	100	16,986	85	14,949	75	14,896	75	1,987	10	1,258	6	1,607	8
5	20,344	100	17,610	87	15,429	76	15,886	76	2,181	11	1,195	6	1,595	8
6	26,304	100	28,645	90	21,295	81	21,253	81	2,350	9	1,097	4	1,562	6
7	20,830	100	17,994	86	15,873	76	15,842	76	2,121	10	1,297	6	1,539	7
8	23,315	100	20,372	88	18,200	78	18,108	78	2,172	9	1,494	6	1,449	6
9	18,983	100	16,250	86	14,209	75	14,166	75	2,041	11	1,074	8	1,639	9
10	20,014	100	16,959	85	14,907	75	14,846	74	2,052	10	1,574	8	1,481	7
11	20,985	100	17,607	84	15,569	75	15,479	74	2,038	10	1,977	9	1,351	6
12	49,792	100	45,161	91	41,245	83	41,164	83	3,916	8	2,216	4	2,415	5
28 年 1	23,093	100	20,001	87	18,065	78	18,051	78	1,936	8	1,390	6	1,702	7
2.	23,546	100	20,071	85	18,031	77	18,003	77	2,040	9	1,467	6	2,008	9
3	25,549	100	22,478	88	20,344	80	20,320	80	2,134	8	1,520	6	1,551	6

第 5 表 都市別実収入・実支出の構成

	収 入			実収入総額	勤 労 収 入				事業からの収入 業経営	その他の収入 その収入	実支出総額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	その他の消費
	総額	世帯収入 主入	その他		総額	世帯収入 主入	世帯主の収入	雇員の収入 その他の世入								
東京都	22,508	18,826	3,682	100	98	84	88	10	0	6	100.0	88.4	4.4	3.6	14.8	80.4
大都市	21,079	16,987	4,092	100	98	81	80	12	0	7	100.0	40.4	4.0	4.0	16.1	33.3
中都市	21,447	15,828	5,619	100	89	74	74	14	2	9	100.0	44.1	8.2	9.5	19.6	27.6
小都市	17,157	15,010	2,147	100	98	87	86	8	2	4	100.0	48.8	7.9	5.0	14.7	26.7
町	18,249	14,076	4,174	100	84	77	77	7	9	8	100.0	42.0	7.5	4.6	16.2	28.1
村	20,612	18,235	2,377	100	75	64	64	11	18	8	100.0	42.8	8.4	4.9	13.9	29.2

* その他は、世帯員の収入、事業経営からの収入、その他の実収入の合計である。

第 6 表 実収入の構成 (収入階層別) — 総理府全都市 28 年 5 月 —

	実収入 総 額	勤 労 収 入			事業・副 業 収 入	その他	世帯員	有業者
		世帯主 の収入	妻の収入	その他の世 帯員の収入				
4,000 ~ 7,999	6,649	5,623	—	885	111	580	3.55	1.17
12,000 ~ 15,999	14,598	12,706	118	602	839	828	4.20	1.25
20,000 ~ 23,999	22,822	18,957	287	1,400	1,400	1,861	4.96	1.82
28,000 ~ 31,999	30,874	24,169	127	8,698	8,698	1,742	5.88	1.57

第 7 表 手すき和紙従業員の家族及び収入

	增玉	山梨	岐阜	京都	鳥取	岡山	愛媛	高知	平均
家族数	5.6	6.7	4.9	4.0	4.9	4.5	5.0	5.1	5.0
有業者数	8.0	8.1	2.8	2.0	2.7	2.9	2.3	2.5	2.4
家族総収入	15,600	17,855	12,188	14,858	10,161	14,888	16,015	14,981	14,454
本人収入	4,614	6,422	5,861	7,072	3,875	6,117	7,809	5,788	6,108

こゝで実収入中
と、第3表で
となつており、
困難であり、
このような世
帯の数は、全
世帯の五〇%
位に當るので
はないかと思
われる。

それゆゑ世
帯主収入以外
の方法で賃し
の家計を維持
するのが、日
本の家計の特
徴であり、そ
の方法には、
家族収入によ
るものと、事
業収入による
ものとの二つ
がある。

勤め先収入
中の家族収入
の割合は、第
2表によれば
二%で、第
3表では一〇

増大の要因は、単に世帯主収入の増加のみではなく、その他の世帯員の収入や事業内職収入の増加などが複雑にからんでいる。日本の家計収入構造自体がこのような結果になっているのである。

三、家計支出について

戦後の家計支出についてはまず注意すべきことは、負担増が激増し、総支出の七〇％から一〇％を占めていることである。これはもちろん収入階層によつて異なるが、第9表の通り、低収入階層ではほとんどなく、収入が増大するに従つて一〇％以上となっている。戦前では、労働者の収入はほとんど免税額以下にあり、納税者数は少なかったが、戦後は収入があれば、ほとんど納税者となり、一般国民の負担額が増大した。戦前調査では、平均〇・七％で、無視してよい程の数字であつたが、戦後は収入の九〇％で生活しなければならなくなった。二十七年程度には、戦前の九六％まで収入水準が回復したが、これは戦前よりも少い収入で、しかもその中一割を納税するのである。こゝに戦後の家計支出総額の注目すべき第一点がある。

次に国民の家計支出構造は国民生活の模式と密接に結びついている。エンゲル係数による比較は屢々用いられるが、国民経済の構造や生活様式の相違がある時、支出構造も異なるので、簡単に外国や戦前と比べると危険である。日本の生活には、伝統的な様式構造があり、例えば、衣服の二重生活が被服費を割高にし、

パン食が副食費の割合を高めるなどである。このような風からみて生活様式自体の合理化により、国民生活を多少は改善してゆけるのではなからぬかと思ふ。被服費の比率は一七％で、大資本によつて生産される商品の購入が、家計支出のかなりの部分を占めていることは、大資本と我々の生活の関係を典型的にあらわしている。日本の被服の生産力は、外国と比較しても高く、単位当り生産費は安い。日本の衣生活が大きい作用し、資本も宣伝に力を入れ、消費を増大せしめている。飲食物は、零細農民の低い生産力のため、価格は高くなる可能性があり、小麦などは、生産力の高い外国に比べて高くなつてゐる。政府は国民経済への影響を考え、補給金によつて主食の生産力の低さを補い、飲食費を低くとどめこれによつて賃金の高騰を抑えようとする努力をしている。

エンゲル係数は、戦前三〇％から四〇％、戦後五〇％から六〇％となつてゐる。戦前のエンゲル係数は外国に比べて高くないといつても、食物の質と量が貧しいために切下げられていたものであることを考えなければならぬ。その他の支出については、文化費、交通費、教育費、医療費、娯楽費などがあるが、それらは、文化的支出であるから生活が苦しくればそれだけ低下するかに生活が苦しくなつても、或る程度以下には切下げられないので、国民の生活程度は、ある程度文化費の比率で示される。例えば、電車に乗ること、義務教育を受けること、ラジオを備えることなどは、一般

的な生活水準となつてゐて、これ以下にするとはできない。現在の生活水準の最低線をいふても「その他の支出」の比率は相当な部分を占めることになる。

住居費については、戦前一・三％から、戦後の六％に著しくなつてゐる。これは、小作料収入の減少と対応するもので、不動産所有者の社会的・経済的地位の低下、地代・家賃の相置及び間居などの居住条件の悪化、によるものである。

戦後の生活が、かりに一般戦前からの収入、支出を示してゐても、その内容は異なつてゐることには留意すべきである。すなわち、戦前は、衣服家具などの蓄積があつて、支出は消耗品の補給の性格をもつてゐたが、戦中戦後にはその蓄積が失われ、補給でなく新調の性格にかわつてきたのである。

結論として、第一に、所開生計費論は、従来支出論に終始してゐるが、これは片手落ちで、日本の場合収入の構造をも併せて考えねばならないと思ふ。第二に生計費論は従来生計費支出の技術や現れた数字の傾向を分析するといふより、なかに力点が置かれてきたが、われわれの生計の実際を明らかにするためには、もつと国民経済との関連といふような広い視野から見る必要があるように思ふ。

(本稿は昭和二十八年十二月十六日労働省婦人課における東京大学助教授岡谷三喜男氏の講演記録をまとめたものである)

アンケート

〇一九五四年に婦人と年少者の問題について、私の希望すること、実行したいと思ふことをお答えください。

【答】

〇主婦連合会長 船田文子

- 一、一九五四年もやはり家庭婦人は「自分で考え、行動する力を持つこと」に努力すべきです。
- 二、消費者としての自覚、家庭経済の担当者としての社会に占める重さを認識する為に、まず一人残らずの主婦が「家計簿」をつけることから実行しましょう。

〇評論家 神崎清

- 一、アメリカ政府の要請とむすびついた日本の再軍備問題について、婦人が真剣に考え、子どもを守る立場から、正しい回答を出してもらうこと。
- 二、電力源開拓工事が、風紀や治安の問題をとまなない、青少年に悪い影響をあたえているので、いわゆる飯場労働の実態を調査して改善策を講じたい。

〇全日通労働婦人部長 大野はる

- 一、私の希望すること
- 1. 婦人や年少者の家庭や本人の生活苦や希望のない生活(食困、就学、就職難、疾病等)や、社会の現象面からくる不平等に対して、個々の人々の幸せを増大させるために、個人々々に対する最大限の助成をしたい。

- 2. また、その矛盾(不平等)増大を阻止したい。
- 3. 出来るだけ不幸を招来する原因を打破したい。
- 二、実行したいと思ふこと

私の立場、即ち、組合連合者、婦人部担当者、婦人であるという立場にたつて組織活動を行い、婦人の自覚を高める啓蒙運動と組織を組織化する運動を促進することを更に促進し、その盛り上げを以つて希望事項実現に努力したい。

〇婦人連合会部長 中島桂太郎

労働組合が、婦人年少者の問題についてもつと関心をもつようになりたい。特に賃金、労働時間その他についての年少労働者の不当な待遇改善のために出来るだけの努力をしたい。この際特に考慮しなければならぬことは、労働者の労働活動をもつと地に付いたものにするので、現状のやり方では何か宙に浮いた感じがする。工夫を願いたい。問題は労働使におけるこの問題への認識の深さにあるわけだから、御話にもこの点についての御努力を願う。

〇日経連合会部長 佐々木大

婦人や年少者が、より生産に協力できるような態勢の確立を希望する。

〇参議院議員 赤松常子

- 一、希望すること
- 1. 中小企業の職場に労働者の組織の手を早く伸ばしたいと思ひますが、せめて、地区々々に、相談所をもうけて、婦人や年少者が気軽に一切の相談に飛び込めるようにしたいものです。
- 2. 地区に労働文化センターを作つて、教育、健康

- 二、文化の中心にしたいものです。
- 二、実行したいこと

今年こそ組織婦人労働者の深夜業(午後十時以後三十分働いてゐる)を撤廃したいと思ひます。

〇参議院議員 神近市子

- 一、国庫負担による完全給食
- 一、義務教育施設の増設、改善
- 一、母子福祉法の制定
- 一、母子寮増設
- 一、托児所、保育所の大増設
- 一、転落防止資金貸付制度 等々

〇中央大学教授 那須宗一

一、中小企業に就労している年少労働者の環境を改善して、近代以前の雇傭関係(身売り契約や縁故契約)を民主化し、労働余暇の利用や技能教育に面期的な実効を挙げて、ヒロポン少年の発生の余地をなからしめたい。

二、そのための実行として、まず現在の年少労働者を雇傭するに至つた経路についての実情を正確に捉え、更に年少労働者の夜間作業の実態と定時制高校通学の実態を、雇用者と被雇用者の双方の側から調査して科学的な対策を考えてみたい。

〇文部省初等教育課長 山室民子

- 一、婦人については「児童禁止法」の制定をみたくそのための努力致したくおもひます。
- 二、年少者については、昼間働き、夜定時制高校で学ぶ者のために、学校で、安くて栄養に富んだ夕食が食べられるように、関係者と計る考えです。

[illegible]

増加等々、政府や関係機関の一段の努力によつて、少女の転落を防ぎ、又更生をはかりたいものである。

(本文は昭和二十八年十二月七日、婦人少年問題審議会婦人問題部会における愛光女子学園長矢平ニッ氏の講演要旨)

婦人のあゆみ(一)



婦人労働運動のあゆみ(三)

帯刀貞代

大正の終りから、昭和のはじめにかけての時期は、大正の運動期にめざめた女子労働者、しだいに階級としての自覚を深めていった時代といえるであろう。

大正九年、富士紡争議敗北のあとで、振わなくなつた婦人同盟本部は、大正十一年、野坂(参三)氏夫妻が、欧州留学から帰つてくると、夫人竜子氏の熱心な努力によつて、東京の婦人組合員の茶話会、研究会を復活した。

関西でもこの頃、印刷組合の久津見房子氏らが、婦人組合員の指導にあたつていたが、組合自身としては、婦人にたいする何らの確定的な方針を持たなかつたので、しだいに、下から、婦人部設置の要求が高まつてきた。大正十二年には、関東、関西の両同盟大会は共に婦人部設置の件について討議し、関東では、幾年ぶりで二人の婦人代議員の姿がみられた。

持を得た。十月の関東、関西の同盟大会には、それぞれ、七人と一人の婦人代議員が出席した。

このころ、農村でも、明治末年からの小作争議はしだいに激しく、大正十一年には、日本農民組合が創立され、その主張のなかには、「農村婦人の向上」という一項が加えられ、十三年度の大会には、中央委員会のもとに、他の専門部と並んで婦人部が設置せられ、婦人部員として、横川はる子、山上君恵、折谷つと氏ら五名の婦人が任命された。

第一次大戦後の労働運動の昂揚は、もとより急激な日本資本主義の発展をもたらした矛盾のあらわれであつたが、他の資本主義各国にあつても戦争による矛盾の激発によつて、階級闘争が熾烈となつた。一九一七年(大正六年)のロシア革命を起点として、一八年フィリピン(大正三年)のフィリピン革命、およびバジャリアのソビエト政府樹立、二〇年のトルコの革命、イタリアの工場占領など、戦後の革命的昂揚は、世界に広がつていった。

一方明治末年の幸徳事件のあと、きびしい弾圧によつて、沈滞していた、日本の社会主義運動は、一九二〇年には、労働団体、学生団体、思想団体等、あらゆる色彩の社会主義者を糾合して、日本社会主義同盟を組織した。伊藤野枝、荒畑愛村らとともに、三十人の発起人の一人であつた山川均は、そのよき指導者となつた。

大正十三年の大会に、関東同盟会、本部に婦人部を設置する試案を提出したが、時機尚早として、翌年まで保留されることになり、「内容の充実をはかる」という意味で、関東、関西より各三名の準備委員があげられ、関東では三月八日の国際婦人デーを期して、機関誌「労働」号外「婦人版」を発行して、関西の婦人会員はもとより、男子組合の家族からも、多くの支

この年日本にはじめて、階級的前衛としての共産党が生れ、労働運動の陣営にも、無政府主義者と共産主義者の対立がふかまり、いわゆる「アナ・ボル」の闘争を通じて、無政府主義者の勢力はしだいにとおろえて行つた。「大衆へ」「政治闘争へ」の二大スローガンを掲げて、山川均の署名で書かれた「無産階級の方角転換」が、共産党の合法機関雑誌「前衛」にのつたのも、この年八月であつた。

日本の社会主義運動は、こうして、しだいにマルクスレーニン主義に近づいて行つた。

八日会、ロシア飢饉救済、解放運動犠牲者救援、職業婦人の組織、労働組合運動への参加等、従来の小規模な宣伝時代から、ようやく大衆闘争へ転換しはじめると思われたが、翌三年、共産党は弾圧にあひ、多くの指導者は逮捕され、つづいて九月、関東大震災には、大杉栄夫妻、南葛の革命的労働者平沢計七、河合義虎らの虐殺をはじめ、支那階級の弾圧は狂暴をきわめ、八日会もこのときやむなく解散した。

しかし、一度潰れた「大衆へ」「工場へ」という合言葉は、なお、全運動を支配していた。「工場と組合に直接関係のない者は、運動にとつても縁なき衆生であり、運動を冒険する者であるかの如くにさえ思われた。婦人もまたその影響をうけて、工場と組合への接近に努めた。

こうして旧八日会員の一部は、総同盟の組合員として、女子労働者大衆の中に入つて行つた。東京の野坂竜子、丹野せつ子、大阪の九津見房子、小見山富恵氏らがそれであつた。

せってきた。このとき(六月)、無産政党組織のための準備団体として、政治研究会が生れたが、婦人部には、旧八日会員のほか、市民的婦人運動からの急進分子をも加えて、野坂竜、丹野せつ、新妻伊都、市川房枝氏らの人々がおき、奥うめお氏は、婦人部を代表して中央委員の一人に選ばれた。

これも、婦人のための綱領をかかげた。このころ、激化する情勢のなかで、労働運動の中に、改良主義的立場と、革命的立場との対立がふかまり、大正十四年三月、労働総同盟はついに分裂した。革命的立場をとる全三十二組合は、五月ただちに日本労働組合評議会を結成した。

この政治研究会神戸支部婦人部は、本部の準備した行動綱領に、婦人に関する項目の少ないことを指摘して、次の諸項目の追加を要求した。

- 原案 標準生活賃銀制の実施
修正案 民族性別を問わずに標準生活賃銀制の確立
新たに挿入を希望する項目
一、性別、民族を問わず、同一賃銀率の採用
一、戸主制の撤廃
一、性と民族とによる教育及び職業上の差別撤廃
一、母性保護
一、分娩前後十六週間の休養及びその期間の賃銀全額支給
二、授乳中の労働婦人(職業婦人も含む)のために休憩室を提供し、三時間毎に休憩時間を与えること
三、無産者の分娩費用及び幼児を有する母親の生活費の国庫負担
四、公娼制度の撤廃
五、婦人に対する一切の不平等法律の撤廃

この提案は、指導者側から、「是らの項目はすべて、非無産階級的、小ブルジョア的要求なるにより、遺憾ながら全部否決す」の回答があつて、大きな波紋をよびおこした。が結局認められて、政治研究会の婦人綱領となつた。

このころの無産政党が、多くのいきさつを経て、左翼中間派にわかれて結成されたとき、それらはい

共、十四年九月、婦人問題に関する態度を決定するため、全国婦人部協議会を召集した。この会議は、婦人労働者の問題を、階級的な立場から、しかも具体的問題として、わが国最初の、歴史的な会議であつた。そして、全国の有力な婦人組合員が多数参加し、二日間の討議を重ねて婦人部テーゼを可決した。その要旨は、女性に対する男性の偏見と、女性の伝統的な重荷が、いかに男女労働者の階級的団結を妨げ、その戦闘力を減殺するかを述べ、女子労働者特殊の具体的な日常闘争の題目を提えて、これが組織を進めることの必要を説いたものであつた。

しかし、これで左翼陣営での婦人運動が確立したのではなかつた。翌十五年四月の評議会大会には、中央委員会から、婦人部廃止案が提出されたからである。これらのじくじくを、この小論で、一々詳細にすることはできないが、日本の労働婦人運動は、こうした多くの困難のなかに、貴重な経験を積み重ねて行つた。これらの経験は支那階級のきびしい弾圧のもとで、必ずしも系統的には継承されなかつたが、鍛えられた女子労働者は、昭和恐慌のもとでは、一層成長した抵抗をみせた。

一九二九年から三〇年へかけての、前後三回にわたる東京市電ストでは、婦人軍事部のデモンストレーションに対し催涙ガスが使われ、防弾走道が出現した。戦線産業の婦人たちは、一九三〇年には六月までに、

調査報告あらまし――



職名

病院部では診療所長、各医科・薬局長、婦長等二七一人（二五・五％）です。交通業の広報誌編集係長、仰光小売業の簡帛試験主任、医療保健業のケースワーカー、映画業の編集課長・ファイル現像整理係長などは、そのなかの異色でした。

賃 金

産業の種類・規模、本人の年齢・訓練年数・学歴・特殊技能・業務内容など、賃金決定要素の個人差が著しく、一律に述べることは困難ですが、六、〇〇〇円～一、〇〇〇円未満が二八・二％、一、〇〇〇円～一、四、〇〇〇円未満が三三・五％、一、四、〇〇〇円～一、八、〇〇〇円未満が二二・八％、一、八、〇〇〇円以上が一五・五％と、高収入者が少ないことがわかります。

一四、〇〇〇円以上は次第に分布が疎になり、また六、〇〇〇円未満も少数です。

一人平均給与額は一四、五六六円で、本調査実施時期と同じ二七年六月の毎月勤労統計調査の労働省労働統計調査本部調査における全産業の一般女子平均給与六、五四八円の二倍以上、同じく男子給与一四、五九六円とはほぼ同額です。

最高給与者は某百貨店人事係長の五五、〇〇〇円ですが、給与の高い婦人は同一職場に十五年以上勤続していて、専門の技能をもっている者は共通しています。

三〇才、四五才未満に占める幼年の女子が五〇・八％、三〇才未満二八・六％、四五才以上は二〇・四％となつてゐます。平均三五・四歳で、金庫業の平均年齢は約統計調査期間（昭和三二・五歳、女子二三・八歳）に較べますと、婦人の幹部職員の年齢は、はるかに高くなつてゐます。なかでも商年齢の婦人は、糧草、医療保健業（病院別保）に多く、四十歳以上の作務保長、監理保長、大三歳の総婦長もあります。金融業の調査役、化学工業の税關、電氣の決算主任など、三九歳の低い方で、三〇歳未満、二五歳、四〇歳が四五％を占める幼稚業と四〇歳以上

た。

賃 金

産業の種類・規模・本人の年齢・前職
年数・学歴・特殊技能・業務内容など、
賃金決定要素の個人差が著しく、一率に
述べることは困難ですが、六、〇〇〇円
― 七、〇〇〇円未満が二八・一〇、〇
〇― 一四、〇〇〇円未満が二二・％で
婦人幹部職員の半数はこの層にあること
がわかります。

幹部職員の半数以上は無記入となります
が、電話交換・看護婦・助産婦・医師・
算盤・簿記など、無記入者が多く、実際
には、もつと多くの特殊技能を有する婦
人があるものと推定されます。

記入の最高は看護婦で、二四%次は大きく開いて、教師五・九%、医師・薬剤師五・二%、タイプ・衛生管理者・各々三%、その他栄養士・保健婦・英会話・速記・保姆・デザイナー・特殊マシン・製図・フィルム整理（映画用）など数名ずつでした。

出版業・運輸通信業に優位を占め、小学校教員の資格を有する婦人は寄宿舎の指導係・店員監督・労務・教育係長などであり、やはり教育部門を担当しています。概して、幹部職員の仕事にある婦人の特殊技術の範囲が僅か教職に限定されているということは、戦前の女子教育が「婦徳の涵養に留意すべきもの」として、

家庭的な學科が多く、科學的・技術的な學科の程度が、男子よりもはるかに低かつた當時の影響もあり、また技術習得の機会・施設にも恵まれなかつたためもある。

りましょう。

配偶関係

未婚が六三・九%で婦人幹部職員 of 三分の二を占めています。これを年齢階級

別にみますと、二十歳代は八九%まで未婚ですが、三〇歳代で六四%、四十歳代四九%、五〇歳代三五%という割合に、高年齢にも多くの未婚の婦人がみられます。

職業別にみますと、未婚の多いのは食品・卸小売・金融保険・医療保健・紡織・印刷出版などで、半数以上となつています。

ところで、既婚婦人も、総務課長・経理主任・勤労係長・秘書などの事務関係、織布・絹織・縫紉・包装・製造・印刷・電話などの現場関係、助産婦、栄養士、医師・薬剤師・衛生管理者などの医療保健関係、そのほか販売・編集など殆んど全産業のあらゆる部門において、幹部の地位を占めています。

働く婦人の昇進を阻む要素の一つとして、とかく問題とされる結婚と職業の両立という点について、解決の鍵をもつてゐる人々というわけです。

使用者の意見

調査票の末尾に付記された「婦人の幹部職員に対する意見」を大別してみますと、婦人を支持する意見としては、

- 一、婦人の労務管理には婦人の幹部がよい。
- 一、婦人の特性が事業にいかされるのでよい。
- 一、仕事に対する態度がよい。
- 一、特に婦人の才能に待つ分岐を期待

6. 結婚前の勤務の有無

	実数	%
総数	886	100.0
あり	294	60.6
なし	145	37.6
不明	7	1.8

7. 結婚後勤務をやめたか

	実数	%
総数	284	100.0
やめた	187	79.9
続けた	88	14.1
不明	14	6.0

結婚前の勤務の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

結婚後の勤務をやめたかについては、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

結婚前の勤務の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

結婚後の勤務をやめたかについては、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

結婚前の勤務の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

結婚後の勤務をやめたかについては、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

妻が勤務に出ている世帯構成を調べてみると、二人世帯については、末子が小学生以上についている場合が多く、又住宅としては寮やアパートに居住する世帯が多いので、妻が勤めに出来るためには、子供がいないか、すでに大きいこと、留守にしやすい住宅に住んでいることなどの条件が必要であることは、一応云えるが、問題はそれだけではない。婦人は結婚すれば家にいるものだという考えがまだ相当支配的であることが第六表によっても理解できるところ。即ち結婚前に勤めに出ていた者は六〇%をこえており現在の階層では、未婚の女性が職業につくことは、普通のこととなりつつあると考えられる。所がこれらの人々が結婚すると、実に八〇%は勤務をやめ、結婚後も続けたという者はわずかに四%にすぎないのである。結婚当時は子供もなく、家事がそれほど多いとも考えられないから、勤務を続けられない決定的な外的条件があるためではなく、結婚と同時に職場を去るという慣行に何となく従ったというのではないかと察せられる。

次に勤務する妻の勤務先をみると、中小工場の工員が圧倒的に多く、(二一人中、十五人)、事務員が四人、店員が二人である。これを収入の面からみると、工員では月、三千五百円乃至六千円、店員では平均五千円、事務員で平均七千二百五十円である。これらの給料を彼女達は殆どすべてが家計補助のために使用している。かように安い給料をも尚且必要とするほどに彼女達の家計は苦しいのである。

妻が働いて得る収入の低さは、内職の場合にはさらに甚しい。若干の例をひらいてみよう。

第一例 輸出向け造花
造花十二本一わで三円の仕事で、朝十時頃から午後四時頃まで、夜も二、三時間やり、おばあさんに手伝つてもらつて一日十二、三万しかできない。月収も多し時で九百円、普通は五百一六百円程度にしかならない。それでは子供のおやつ代にしかならないので卸商に交渉してやつと一わ三円五十銭にしてもらった。

妻が勤務に出ている世帯構成を調べてみると、二人世帯については、末子が小学生以上についている場合が多く、又住宅としては寮やアパートに居住する世帯が多いので、妻が勤めに出来るためには、子供がいないか、すでに大きいこと、留守にしやすい住宅に住んでいることなどの条件が必要であることは、一応云えるが、問題はそれだけではない。婦人は結婚すれば家にいるものだという考えがまだ相当支配的であることが第六表によっても理解できるところ。即ち結婚前に勤めに出ていた者は六〇%をこえており現在の階層では、未婚の女性が職業につくことは、普通のこととなりつつあると考えられる。所がこれらの人々が結婚すると、実に八〇%は勤務をやめ、結婚後も続けたという者はわずかに四%にすぎないのである。結婚当時は子供もなく、家事がそれほど多いとも考えられないから、勤務を続けられない決定的な外的条件があるためではなく、結婚と同時に職場を去るという慣行に何となく従ったというのではないかと察せられる。

3. 家計の状況

	実数	%
総数	986	100.0
とまらない	25	6.5
ほとんどかき立て	287	61.4
苦しい	88	22.8
非常に苦しい	28	7.8
不明	8	2.0

次に彼女達はどのような家計の状況でどのように生活しているのかを、第三表をみると、家計の状況を「とまらない」と答えたものは全体の六%にすぎず、「苦しい」「非常に苦しい」と答えたものが三〇%をオーバーする。そして過半数をしめるものは「何とかして」「何とかして」に答えている。即ち大部分の家計では何とかやりくりをしていることになり、そのやりくりの内容として、精神的な方法と消極的な方法がある。前者は妻又はその他の家族員が職業をもち、或るいは内職をし、又は借金をして収入をふやすという道であり、後者は衣食住をきりつめること、生活水準をさげることによつて消費を節約することである。彼らのやりくり生活のなかには、次のような例がみられた。

第一例 二万円ばかりの収入があるが、娘三人とおばあさんがおり、次女が高校に行き、三女が小学校で、学費が月二五〇〇円かかるのでなく、東ではない。給料の滞りなどおとると家計が少しづつ赤字になる。今年妻、次女、三女が次々に風邪で医療費が相当かかり、現在近くの人から三月、五分で一万五千円ばかり借りているが、利子だけ払っている程度である。貸身なども少いので、長女が以前退職したときの退職金の未払が払われたら、それで返済する予定にしている。

第二例 夫が工場関係で失業してしまつたので、妻は花街に六か月位つとめたが、夫がやつと現在の小工場に勤めがみつかつたので妻も家へもどつた。しかし給料は九千円くらいで家族三人ではとてもやつていけず、妻がビールのインゴートの内職をしていて、夜の十一時頃までして一三〇円にしかならない。三年位前から家計の不足のために、収入と借金がふえて来、現在姉妹に二万三千円、知人に一万円、質屋に三千五百円(利子二割)、医者未払七千円あり、他に無尽で一万円かりている。

第三例 ビニールインゴート仕上げ
近くの工場から仕事をもらい、夫にも手伝つてもらつて、夜の十一時頃まで仕事をし、一日に二十五枚位しかできない。車賃は七円だから、一日百七十円位である。

第四例 妻の職業
借金のようにな借金な方法によらないで、収入を増し、家計を楽にする方法、家事にしばられていたために働きに出ることができないという具体的な困難を示し、非常に大きな割合を占めている。それに比べ、此項は少ないが、「主婦は家にいる方がよい」「夫が反対」「親が反対」という意識の面から出ている理由をあげているものが合計二〇%ほどあることは注目しなければならぬ。

4. 借金の有無

	実数	%
総数	986	100.0
あり	217	60.1
なし	156	37.6
不明	13	2.8

借金の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

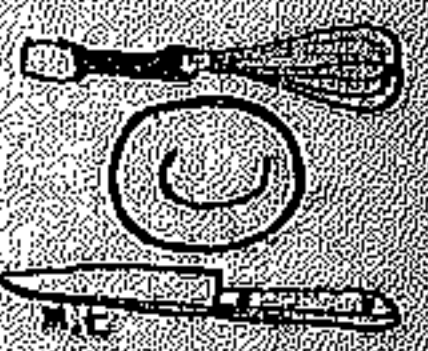
借金の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

借金の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

借金の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

借金の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。

借金の有無をみると、約五時間仕事をすることが三三三、羽織一枚三百五十円位で、仕事は毎日あるが月収最高二千円、普通千五百円位である。



百貨店に働く婦人

百貨店に働く婦人は、戦後百貨店の復興と共に急激に増加し、その数は日本デパートメントストア協会加盟百貨店だけでも昭和二十八年五月現在二万八千八十余り、終戦直後から比べると約二倍半に達している。そしてこの女子職員の数は百貨店職員総数の約六割に達している。

労働省婦人少年局では、これら百貨店女子職員の労働条件その他について、昭和二十八年五月現在の実態を調査したが、その主な点は次の通りである。

1. 百貨店女子職員の特性

この調査によると、百貨店では全職員の六三%が女子であるが、この女子職員の過半数(五四%)は販売に従事している。これに次いでレジスター(一五%)や一般事務(一二%)に従事しているものも比較的多く、その他は食料給仕、エレベーター係、雑役、検取、炊事婦、メイド等、案内係等である。

女子職員の年齢は比較的若く、平均二二・六歳、男子は二三・三歳で、昭和二十四年の労働省個人別賃金調査の全産業平均、女子二三・八歳、男子三二・五歳に比べて女子の平均年齢はやや低い。平均勤続年数は、女子三年五月、男子

六大都市と地方都市ではかなりの差があり、六大都市では〇・二八、地方都市では〇・一八となっている。

次に百貨店女子職員の経済生活の状況を百貨店女子職員自身の回答によつて見ると、「家族と一緒に生活して給料の一部を家に入れて」ものが最も多く、一%、次に「家族と一緒に生活して給料は家に全額入れていない」ものが二五%、「自分が主となつて生活を受けている」ものが六八%、家族と離れて独立して生活している」ものが〇・九%の順になつてゐる。

では百貨店女子職員は給料をどのように使つてゐるのだろうか。

「家族と離れて独立して生活しているもの」と「自分が主となつて生活を受けているもの」の平均収入総額は一〇、三、一八円で、収入の六割が食費、住居費にとられ、残額が衣服費、娯楽費等に充てられてゐる。これに対して「家族と一緒に生活して給料の一部を家に入れてゐるもの」と「全額家に入れてゐないもの」の平均収入総額は七、六四〇円であるが、衣服費に三三%、娯楽費に一三%、化粧品費に五%をあて、「家に入れている」のは平均二、一七六円で収入の二八%である。

ではこれら百貨店の女子職員はどのような経路で入社したかを見ると知人(二三%、お店の人(二六%、親兄弟又は親せき(二二%)等縁戚関係の紹介によるものが多く、縁戚関係以外では、学校

るものが多く、縁戚関係以外では、学校(二四%)、新聞社(二二%)、職業安定所(一八%)等である。

2. 労働条件

百貨店女子職員の一人一月平均現金給与総額は八、八六六円、男子は二一、六二四円である。これを六大都市と地方都市の別に見ると、第二表の通り前者の間にはかなりの差があり、六大都市の方が地方都市より四割ほど高い。又、労働省調査による毎月勤労統計調査に比べると第一表の通り、百貨店女子職員の方が平均

表1 一人一月当り平均現金給与総額 (1953年5月現在)

百貨店	現金給与総額	
	男	女
総数	21,622	8,866
六大都市	24,801	10,061
地方都市	16,814	6,828
毎勤全小	16,958	7,400
毎勤小	21,885	8,866

又、百貨店職員の男子給与に対する女子給与の割合は四一%であるが、毎月勤労統計調査による調査全産業では四四%、卸売小売業では四八%で、何れも百貨店の割合より男子給与に対する女子給与の割合が低くなつてゐる。これは百貨店の

表2 一人一月当り平均労働日数 (1953年5月現在)

百貨店	労働日数	
	男	女
総数	25.5日	25.2日
六大都市	25.5	25.5
地方都市	25.4	24.7
毎勤全小	23.5	23.1
毎勤小	24.2	24.0

婦人組合員の結婚状況について

— 全職同盟婦人対策部の調査から —

婦人は一生を職業人として過すものは少く、結婚前の一時期を働き、結婚すればいわゆる「家庭の人」になる人が多いと言われているが、その実情はどうでしょうか。婦人組合員の多い労働組合では、その実情を把握することは、運営上必要と思われる。この問題について全職同盟(全国繊維産業労働組合同盟)婦人対策部が、傘下の労働組合に行つた調査からその実態をあることにしました。

この調査は、全職同盟傘下の六五〇組合を対象になりましたが、実際に回答があつたのは、一〇一組合でした。調査の時期は、昭和二十八年二月よりさかのぼつて一年間となつてゐます。

はじめに、全職同盟に加入している女子組合員は何才位で結婚しているかを見ると、平均して二二・三才で結婚しているものが多く、男子よりも三・四才若くして結婚しています。女子組合員の結婚した年齢が平均して、二〇才以下の組合も、又、二五才以上の組合も殆んどありません。女子組合員は入社後三年から四年位に、男子に比べていくぶん勤続年数が短

★本誌についての御意見を お寄せください

本誌も本号をもつて第九号を重ね、第二二年目を迎えました。つきましては、読者の皆さま方に、本誌については、御意見を御批評御意見を伺ひ、編集上の参考にしたたく存じます。ハガキで結構でございますから一人でも多く御助言をお寄せくださいますようお願いしております。(編集部)

婦人少年労働(第二号) 昭和二十八年五月

表3 一人一月当り平均労働時間数 (1953年5月現在)

百貨店	労働時間数	
	男	女
総数	202時	188時
六大都市	201	186
地方都市	206	192
毎勤全小	195	184
毎勤小	186	188

次に一人一月当りの平均労働日数を見ると、第二表の通り、女子二五・二日、男子二五・五日で男女の差は僅かであり、大都市、地方別の差も殆どない。然し一月平均労働時間は第三表の通り、女子より男子の方が若干長く、又六大都市と地方都市では、地方都市の方が男女とも長い。即ち、一日平均にして見ると、六大都市では女子七・二時、男子七・七時

年少労働者の保護と職業準備に 関する決議

ILO 地域会議の決議より

この資料は、来る九月十四日から十二日間、東京で開催されたILO
アジア地域会議の決議のうち、年少労働者保護に関する部分である。

一九四七年はニューヨークに開催され
た国際労働機関のアジア地域予備会議及
び一九五〇年セイロン島のスワラナリヤに
開催されたアジア地域会議の双方は、用
童と年少者に適当の保護及び職業機会を
供与することの必要を強調したので、

ここに代表として出席した政府、使用
者及び労働者の側において、右の供与を
なすことを一般にのぞんでいるので、

この目的を達成する速度と何れかの計
画が実施される順序とは、各国の経済資
源に依存するばかりでなく、これ等の国
における憲法上の特性の相違にも依存す
ることを考慮して、

国際労働機関のアジア地域会議は、一
九五三年九月二十四日日本の東京に会議
を開いて、

一九五二年にセイロンのカンデイに開
催されたアジア諸国における年少労働者
の保護に関する技術会議が到達した結論
を研究したので、

ILO 理事会は、右に確認した目標と
理想の達成について、また、この目的の
ために次に述べる要項を取り入れて、右
の目標と理想を正常に且つ順進的に実現
する総合計画を作成することが望ましい

か否かを考慮することについて、諸政府
が最善の努力をするように勧告すること
を要請する。

A 一般教育と職業訓練

一 適当な初等教育を受けることに対し
て高い優先権を与えなければならない
こと。また、児童労働排除のための先決
条件として、また、満足すべき職業訓
練の不可欠の基礎として、可能な場合
は、十四歳までの無料義務教育の導入
に對して高い優先権を与えなければなら
ない。

二 多くのアジア諸国における人口増加
が著明であることを特に考慮して、次
のような方法を用いて現存学校施設を
最大限に利用することによって、教育
の拡大を促進しなければならない。即
ち、二部制夜間、夜間学校、屋外学校
散在部落のための移動学校、簡易で
実用的な校舎建設、人口の中心地から
遠隔な地にある農園または他の大企業
において児童の教育施設を使用者が供
与すること、また、可能な場合は、適
格な有志教師の雇用等。

三 全日制初等義務教育を直ちに実

施できない場合は、政府は、雇用中の
児童と年少者に対し就業時間中に、定
時制一般教育及び職業教育を受けるこ
とを要求することについての可能性を
検討しなければならない。

四 児童と共同社会との間の連絡関係を
強化し且つ児童の興味の関心を刺激す
る手段として、初等教育の中に実用的
傾向を導入しなければならない。児童
と年少者に対しその生活状態の改善に
関心を喚起させるために学校と社会と
の間に密接な関係を進展し、進歩的教
育計画と社会発展計画（これらの計画
が存在するならば）に伴って、教科課
程を適合しなければならない。

五 将来の労働者の一般的健康状態を改
善し且つ身体障害又は疾病の危険を輕
減するに必要な個人衛生及び環境衛生
の習慣を教えるために、初等教育の
枠内で、保健教育を奨励しなければなら
ない。

六 適当な能力を持つ教師を誘引し且つ
留職させるに必要な地位と雇用条件を
初等学校教師に保障しなければならない
こと。教師の訓練には実用科目、保健教
育及び学校と社会との関係と理解を包
含しなければならない。

七 個人の福祉及び国民的福祉の見地か
ら、教育を受けることの緊要性に対し
世論を喚起しなければならない。

八 初等教育終了後直ちに就職しない年
少者に対し、職業的、技術的又は理論
的性質の何れかの中等教育を奨励すべ
きこと。この各種の中等教育の
地位については平等性を促進しなけれ

ばならない。

九 計画の良い教育制度を進展させるた
めに、教育、労働及び保健の分野にお
ける権限ある機関の方針と活動を調整
しなければならない。特に、一般教育
関係機関と職業訓練関係機関との間
に、適当な行政上の取りきめを設定し
なければならない。

一〇 政府は、職業訓練と技術教育を進
展するに當つて、熱心労働者について
の現在並に将来の需要に関する計画を
立て、国民経済の要請を考慮すると共
に、少年及び少女の特別な興味と適性
とを考慮して、彼等の欲求を考慮しな
なければならない。

一一 年少労働者、見習者又は職場で訓
練を受けるものに対し、職業訓練を夜
間学校及び定時制夜間学校に拡大する
ような努力によって、職業訓練及び技
術教育に関する現在の制度を最大限に
利用しなければならない。

一二 政府及び地方機関は、必要な場合
は、職業訓練の発展に必要となる設備
又は技術的義務を負わせて、職業訓練
の進展に使用者の参加を求め、技能者
養成計画又は職業訓練計画を制定する
ように使用者を奨励しなければならない。
見習者の訓練と雇用を規制し且つ
奨励するために、特に年少者が訓練
を受けている間に摘取されないことを
確保するために、政府が、立法と監督
又は他の適当な方法によって、適当な
訓練を施すことがのぞましいと考えら
れる。

一三 訓練と各種の経済的条件との間に

必要な調整を特に確保するために、実
行し得る場合は、労働団体と労働及び
教育当局とを代表する顧問委員会を進
展させなければならない。

一四 授けられる訓練が、技能及び労働
力の点で、経済の各部門の実際の欲求
と合致することを確保するために、公
私職業訓練施設と課程を定期的に調
査しなければならない。右の定期調査
においては、訓練施設の機能に対し、
特に授けられる課程、訓練生の監督措
置及び実績に対し、特別に注意を払わ
なければならない。

一五 農村地域においては、農業生産の
方法を改善し、農村の資源を増加し且
つ都市地域への流出を緩和するために
農業技術、家政学、家内工業及び一般
の基本的職業についての職業訓練課程
を少年少女のために設定しなければなら
ない。この訓練課程は学校又は他の
社会機関と関連して発展させることが
できる。

一六 すべての職業訓練課程は実用科目
と関連理論の科目との双方を包含しな
なければならない。また、見習者及び現
場訓練生の場合は、訓練を受けるべき
最短期間を特定しなければならない。

一七 すべての職業訓練課程は生徒
の選択した職業に関する保護法規に関
する知識を包含しなければならない。
また訓練中に適当な安全措置の使用を
厳重に実施しなければならない。

一八 職業科目が実際の経験と教授能力
とを兼用する指導員、監督者又は職長
によつて教えられなければならない。

うに措置を講じなければならない。職
業訓練を担当する技術的、管理的及び
監督的職員が適当に準備を行うことの
重要性を認識しなければならない。右
の準備には、教える職業及び技能が真
に必要なものであることを確保するた
めに、基本課程及び補習課程の職務と
工業的事業所への見学を包含しなけれ
ばならない。

一九 落第生の数を少くし、入所生徒の
後援と適性を確保し、訓練を促進させ
獲得し得る技能の水準を向上させるた
めに、職業訓練生を慎重に選抜しなけ
ればならない。

二〇 適当な場合は職業教育施設と技術
教育施設を利用して、児童及び年少者
が直ちに雇用を求めるときをせずに、
彼等の教育を継続することができるよう
にするために、また継続するように
勧奨するために、必要な財政的援助及び
その他の援助を供与しなければならない。
無料の食事、無料の教授又は授業
料及びその他の料金の免除、奨学金、
必要な衣類と道具等の形で援助に対
しは作業者と道具等の形で援助に対
しは作業者と道具等の形で援助に対

時に重要性をおかなければならない。
農村出身の生徒に対する泊り込み授業
と特定の距離外に居住する生徒に対す
る交通の便宜を講じなければならない。

二一 個人と経済と双方の利益のため
に、また、現在の一般教育と職業訓練
から最も適切な利益を確保するため

に、公立職業安定機関は、現在の業務
の枠内で、年少者の雇用機会と職業紹
介に對して特別の注意を払わなければ
ならない。

B 職業指導と職業紹介

二二 これに関連して、公共職業安定機
関は年少者の雇用問題に對し公衆の注
意を集中させなければならない。また、
代表諮問機関の設置を含めてあらゆる
適当な方法で、学校及び政府機関並に
社会機関が職業安定機関と協力するよ
うに奨励しなければならない。

二三 権限ある機関は、
(a) 人間の利用し得る努力と技能の無
駄を省いてこれを最も有効に利用す
ることを促進する目的をもつて、職
業安定機関、職業訓練と技術教育の
当局並に使用者との間に十分な連絡
を維持することを確保するために、
適当な行政的措置を進展させなけれ
ばならない。

(b) 使用者と密接に協力し、また、経
済開発計画に適當に留意して、現実
の求人口及び潜在的求人口を慎重に
検討し、年少者に対する将来の雇用
を改善するために努力しなければならない。

二四 権限ある機関は、年少労働者の職
業紹介に對しての業務を根拠し児童と
年少者を不法に雇用することを排除す
るために、有効な措置を講じなければ
ならない。

二五 公共職業安定機関は、年少者のた
めの職業紹介施設を進展させることに
加えて、年少者に職業指導を供与する
ことについて関与しなければならない。
この目的のために、職業安定機関
は、この問題に對しての行政上の責任

の国内的及び地方的配分に對して、教
育当局及び大学と協力し又は協力を求
め、また、労働団体及び、でき得る場
合は、社会事業家の援助と支持を求め
なければならない。

二六 職業安定機関は、職業指導に必要
な客観的な基礎を提供するために、実
際の雇用口と訓練の機会に関して、ま
た、経済開発によつて影響を受ける
と思われるような工業、農業、運輸等
の部門において予想される需要に對して
手許にある資料又は入手し得る資料の
すべてを組織的に収集分類する措置を
講じなくてはならない。

二七 次のような問題に関するすべて適
切な情報に對し、教師と両親を通じて、
年少者の注意を喚起するために、
あらゆる可能な方法を利用しなければ
ならない。

(a) 各種の職業に必要な能力と資格及
びその将来の見込み、
(b) 拡大しつつある雇用の分野及び新
規の雇用機会、及び、
(c) 職業訓練と技術教育を受けるた
めの計画と施設。

二八 権限ある機関は、拡大しつつある
雇用の新分野について、また、募集の
必要が特に大きい特定の職業につい
て、その影響と将来の見込に對しての
小冊子とを作成し拡く流布しなければ
ならない。

二九 職業指導業務は、指導を最も必要
としている地域、例へば、多数の年少
者が就職を希望し且つ、就職してい
る大都市及び現在の職業安定施設が必要
な人員を供給することができない大都市



婦人少年と

★仙台市の年少労働者保護の事例

仙台市長町所在の北日本電線株式会社では、従業員九十名のうち十九名が年少労働者である。同社取締役渡辺氏は年少労働者の保護を心がけ、総務課員の斎藤氏と共に、過去六年間指導を続け、渡辺氏が毎月一回家庭訪問をして、帰宅時間、身体健康状況を詳細に打ち合わせたりした結果、休業、職場替えなど適当な処置をとり、ホームナース期には「家庭通信」で家庭に知らせ、親に代わってホームナースをこまめにし、遊びに誘うのを防ぎ止めている。また年少者の中で男女九名が高校夜学に通っている。四時で終業とし、三十分から一時間の予習時間を与え、食堂を開放したり、各学校とも連絡し、成績・登校率・健康状態をみて過労にならないようになっている。このため東北学院に通う一少女は級一番の成績をあげた。また夜おそく退社する時は自動車を送り届けるなど、細心の注意を払っている。宮城婦人少年室では労働者婦人少年局に表彰状を呈出しているが、

今同労働省で募集した保護対策文書集にも三等に入選した。予一・二七・週間労働

★生理休暇は不要

東商婦人会の女社長さん二十数名が集り、「自分たちの経営する社にむかいはないか」と話しあつた。時間の助け、花輪の節約、旅行招待、くじ引路止などの議論から始まり、人造米製造の竹内寿恵氏(葛原工業社長)「日本人の体質からいって八時間労働で時間いづばいむき目もふらふら働くのは無理で、途中で一服する時間を含めて労働時間を延長した方が能率的だ。女子の生理休暇もいらぬ。こういう女子には経営者として、同一賃金は与えられない」また吉川政枝氏(日本ハンドル製作所社長)「八時間労働ではいづつ賠償が返せるかわからない」山野千枝氏(山野ビーティーサロン社長)「美容師も夕方六時で終わるのはお客さまに申訳ない。労働基準法はきびしすぎる」等の発言があり、基準法に対する不満がのべられた。予一・二七・週間労働

ついでには組織な推進主義を避け各党からの意見を国会対策委員会でもまとめて持ち寄り、慎重に協議すること、婦人少年局の改革案については現状維持と決めた。塚田長官・所管大臣に答申することなどを申しあげた。予一・二七・週間労働

か、高等学校大学に進んでいるものはほとんどない。さういふのが孤児の中にも進んでいく能力を持つたものが相当いるにもかかわらず、中学校卒業程度で就職にも限度があり、生活の確立に不安が多いという。そこで奨学金を貸して才能をのばそうというのである。この中には女子の洋裁・タイピスト学校入生による就業資金も含めてある。この制度は単独立法とするか児童福祉法の一部改正に折りこむか未定であるが、通常国会に提出されることになった。初年度の対象人員は、上級学校二千七百八人、就業資金六百七十人、奨学金貸付は月額大学二千四百、高専千四百、償還期限は卒業六か月、貸付の月額は二十円、就業資金は月額千五百円、償還期限は卒業後六か月、貸付の月額は五円である。予一・二七・週間労働

★仙台市松崎製菓のスト防衛 松崎製菓労働組合はスト防衛として退職金制度確立を要求し、十二月一日ストに入ったが、会社側は第二組合を作り、第一組合の女子工員の父兄を電報で呼び出し、親の力でストを止めさせ、第二組合に入らせようとした。父兄はいやがる娘や妹を探し出し、深夜自動車で会社内に運びこんだ。また父兄の一人は娘が第一組合の立てこもっている旅館に潜りこんだ。さういふなかま、敵りつけ道路に押しつけた。松崎第一労働組合は五日給食に対し、期間中給食の

派遣を要請した。会社側は父兄から預っている大切な娘をかくし、親が金えないのは組合側の責任だといっているが、会社に連れ戻されて逃げかえつた女子工員の語によると、スト突入以来外出禁止同様の処置をとり、買物にも手紙を出すにも外出させないといふ断っている。この事件は松崎労働委員会でもありあけられ、埼玉県選出非独代議士の人権が犯されているのではないかとこの質問に対し、戸田人権擁護局長は「労働契約は雇主と労働者との自由な立場で結ぶもので、親でも干渉はできない」と答えた。(予一・二七・週間労働)

★ウエスにレーニン勳章 ソ連政府は有名なブリマバレー・リナ・ガリナ・ウラノヴァ女史(四六)にレーニン勳章を授与したと発表した。二十五年間のダンス生活と「ソ連パレ」界に顕著な貢献をしたこと」に対して授与されたものである。予一・二七・週間労働

★婦人少年局減少反対の集い 十二月二十五日衆議院議員会館で婦人代表、人権擁護会、子供を守る会等の代表は約三十名がYWCAに集り国家予算削減のための労働者婦人少年局の減少反対決議案を賛成、氣勢をあげた。同局はすでに再三の減少で設立当初三百十三名であったのが、現在本省六十六名地方二〇四名に過ぎず、これ以上減少される事案上機能がとまることになるという。

三〇 簡易で実務的な相談技術と職業指導技術を教授して中核となる連絡な職員を養成することに対し、また、このような養成を必要と施設が拡大するにつれて果敢に進展させることに對して、できるだけ早く且つ、奨学金、講習会及びゼミナールを通じて、注意を喚起しなければならない。

三二 就労最低年齢を定めるに當つて、無料教育施設の進展と義務的職業の規定に對して正當に注意を払わなければならない。

三三 学校卒業年齢の引上げには、工業的及び非工業的職業への、また、可能な場合は農業への、就労最低年齢の引上げが伴わなければならない。

三四 可能な場合は且つ学校施設を利用して、就労最低年齢を十四歳に定めることを考慮しなければならない。

三五 十四歳未満の子どもの児童教育のために十分な施設がまだ存在しない場合は、その施設の拡大までの一時的措置として、現在保護的指令の適用範囲外にある職業への就労最低年齢は少くとも十二歳に定めなければならない。

三六 政府は、事情が許すならば、権限ある機関が特定した年齢未満の児童と年少者の就労に對する肉体的適性を決定するために、健康診断を行う規程を導入しなければならない。出生証明書又は出生登録によつて年齢を決定する方法が未だ発達していない場合は、右の規定は年少労働者の外見の年齢を決定する方法を包含しなければならない。過労と健康に對する危険をもたらす職業へ就く場合の健康診断に對しては、特に重要性をおかなければならない。

三七 権限ある機関が特定した年齢未満の年少労働者に對し、その就労継続についての適性を確認するために、可能な場合は、適当な間をおいて健康再診断を行わなければならない。

三八 この種の規定が未だ適用されていない職業に對し、事情が許すならば、年少者の労働条件に關する法令を漸次導入しなければならない。

三九 この法令は年少労働者の健康又は安全に對する危険な作業の禁止又は規制、夜間作業の規制及び一日の休息時間、週休、年次有給休暇を含む十分な休息と閑暇に關する規定を包含しなければならない。

四〇 年少者に適用する規定をこのように拡大するに當つて、雇用されている年少者の保護を規定するについては、

四一 就労最低年齢及び、権限ある機関が特定した年齢未満の雇用中の年少者の保護の二つに關する法規の運用を促進する措置、特に次の措置に留意しなければならない。

(a) 年次決定の方法として、義務的出生登録をできる限り導入すること又は、この制度が国内領土の一部に実施されている場合は、これを拡大すること。

(b) 児童と年少労働者の就労に關し各種の法的要件が充足していることを権限ある機関が証明し且つ使用者が保管して監督に際して提出することができる就労許可書又は就労手帳のような書類を、のぞましい場合は導入すること。

(c) 年少労働者に關する保護規定の実施を監督する責任がある機関は、専門の訓練を受けた職員をできるだけ包含すること。

D 計画の実施

四二 政府は、より有効な活動を行うために、児童と年少労働者の職業準備と福祉に關するすべての機関の活動の調整を促進しなければならない。

四三 権限ある機関は世論の支持、特に

四四 年少労働者の欲求に關して、世論を喚起し且つ両親及び使用者の理解を進展させるように努力しなければならない。年少者の雇用条件と諸問題に對して、適當な機関によつて調査研究が行われなければならない。

四五 政府は、経済開発計画と社会進歩計画の樹立と遂行に當つて、適當な場合は、雇用の機会、職業準備及び雇用の欲求に注意を払わなければならない。

四六 政府は有効な管理及び監督機關を設け、もし経済的及び社会的発展のための資源、要件及び計画と両立する場合、年少労働者の生活条件を改善するために、拡大技術援助計画及び同種の計画を通じて、ILO及びその他の国際機關を通じて、有用な援助を利用しなければならない。

(註) この決議の原案は年少労働者の保護に關する委員会が作成して會議に提出したもので、會議はその第十次本會議においてこれを審議し通過一致で採択した。

而して、教師及び両親の連合会、労働団体及び児童と年少者の福祉に關する有志団体の支援を求めなければならない。

四四 年少労働者の欲求に關して、世論を喚起し且つ両親及び使用者の理解を進展させるように努力しなければならない。年少者の雇用条件と諸問題に對して、適當な機関によつて調査研究が行われなければならない。

四五 政府は、経済開発計画と社会進歩計画の樹立と遂行に當つて、適當な場合は、雇用の機会、職業準備及び雇用の欲求に注意を払わなければならない。

四六 政府は有効な管理及び監督機關を設け、もし経済的及び社会的発展のための資源、要件及び計画と両立する場合、年少労働者の生活条件を改善するために、拡大技術援助計画及び同種の計画を通じて、ILO及びその他の国際機關を通じて、有用な援助を利用しなければならない。

派遣を要請した。会社側は父兄から預っている大切な娘をかくし、親が金えないのは組合側の責任だといっているが、会社に連れ戻されて逃げかえつた女子工員の語によると、スト突入以来外出禁止同様の処置をとり、買物にも手紙を出すにも外出させないといふ断っている。この事件は松崎労働委員会でもありあけられ、埼玉県選出非独代議士の人権が犯されているのではないかとこの質問に対し、戸田人権擁護局長は「労働契約は雇主と労働者との自由な立場で結ぶもので、親でも干渉はできない」と答えた。(予一・二七・週間労働)

★ウエスにレーニン勳章 ソ連政府は有名なブリマバレー・リナ・ガリナ・ウラノヴァ女史(四六)にレーニン勳章を授与したと発表した。二十五年間のダンス生活と「ソ連パレ」界に顕著な貢献をしたこと」に対して授与されたものである。予一・二七・週間労働

★婦人少年局減少反対の集い 十二月二十五日衆議院議員会館で婦人代表、人権擁護会、子供を守る会等の代表は約三十名がYWCAに集り国家予算削減のための労働者婦人少年局の減少反対決議案を賛成、氣勢をあげた。同局はすでに再三の減少で設立当初三百十三名であったのが、現在本省六十六名地方二〇四名に過ぎず、これ以上減少される事案上機能がとまることになるという。

英

語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電山手線高田馬場駅前

東京都新宿区諏訪町243